

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 2 回定例会 3 月 3 日 開 会  
3 月 17 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 3 月 13 日 (金曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 5 日目)

令和2年第2回南三陸町議会定例会会議録第5号

---

令和2年3月13日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁君

副 町 長	最 知 明 広 君
会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	三 浦 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参考 (漁港担当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
歌 津 総 合 支 所 長	佐 久 間 三 津 也 君
南 三 陸 病 院 事 務 部 事 務 長	佐 藤 和 則 君
総 務 課 課 長 换 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 渕 武 久 君

#### 教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君

#### 監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君

#### 選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋 一 清 君
-------	-----------

#### 農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉 啓 君
---------	---------

---

事務局職員出席者

事務局長 三浦 浩  
主幹兼総務係長 小野 寛和  
兼議事調査係長

---

議事日程 第5号

- 令和2年3月13日（金曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 令和2年度当初予算審査特別委員会報告
  - 第 4 議案第36号 令和2年度南三陸町一般会計予算
  - 第 5 議案第37号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
  - 第 6 議案第38号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 7 議案第39号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計予算
  - 第 8 議案第40号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計予算
  - 第 9 議案第41号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
  - 第10 議案第42号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
  - 第11 議案第43号 令和2年度南三陸町水道事業会計予算
  - 第12 議案第44号 令和2年度南三陸町病院事業会計予算
  - 第13 議案第45号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算
  - 第14 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

昨日までの特別委員会、大変ご苦労さまでございました。

きょうから本会議に戻りまして、異例ではありますけれども最後のほうの一般質問という形になりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

開会前に総務課長より皆様方にご報告がありますので、許可をいたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

議員の皆様方には既に新聞でごらんになっておられるかと思いますが、追悼式のときの放送のトラブルについて掲載がございました。ご報告をさせていただきたいと思います。

本来は2時46分に合わせまして町長のメッセージとそれからサイレンの吹鳴が連動する形で予定してございました。しかしその時間ぴったりに機械が作動しないということが起きて、緊急的に手動でサイレンの吹鳴を行いまして黙祷いただきました。メッセージのほうはタイミングがちょっともう3時に間に合わないという状況になりましたので、時間をずらして5時に町民の方々への追悼のメッセージを送らせていただきました。メッセージは3.11を忘れないためと、それから亡くなられた方々への哀悼の誠を捧げることで、ご遺族の方々の慰めにもなると考えられることから、町長から送られるものであります。本来であればその瞬間に流すべきでございましたが、放送機械の設定に誤りがあったということが後刻判明いたしました。今後はこの経験を反省しながら、しっかりと再発防止に努めてまいりますので、この場をお借りしましてお詫び申し上げ、ご報告をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出がありこれを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番高橋兼次君、11番星喜美男君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

## 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和2年度当初予算審査特別委員会より、お手元に配付しておりますとおり委員会審査報告書が提出されております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第3 令和2年度当初予算審査特別委員会報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、令和2年度当初予算審査特別委員会報告を行います。

令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については会計ごとに行います。以上で、令和2年度当初予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

---

## 日程第4 議案第36号 令和2年度南三陸町一般会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第36号令和2年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第37号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第37号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

議案第37号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第38号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第38号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第39号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第39号令和2年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第40号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第40号令和2年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第41号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第41号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）  
なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第42号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第42号令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）  
なしと認めます。

討論に入ります。（「なし」の声あり）  
討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第43号 令和2年度南三陸町水道事業会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第43号令和2年度南三陸町水道事業会計予算を議題いたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第44号 令和2年度南三陸町病院事業会計予算

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第44号令和2年度南三陸町病院事業会計予算を議題いたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第45号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計  
予算

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第45号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

本案については、令和2年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第14 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第14、一般質問を行います。

通告1番、高橋兼次君。質問件名、1、町有財産の管理について。以上1件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。10番高橋兼次君。

〔10番 高橋兼次君 登壇〕

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

東日本大震災発災から9年の月日が過ぎ、復興期間最終年度となりました。復興完遂に向け、これまで以上に官民が一体となり全力で事業の推進に当たらなければならない大事な年となりました。一方、国においては東京オリンピック・パラリンピックの開催であり我が県にお

いては三大行幸啓の一つであります全国豊かな海づくり大会開催と、大変おめでたい記念すべき年となるはずでしたが、年明け早々、新型コロナウイルスの発生により、世界中が混乱し、いまだ収束の兆しが見えない状況にあります。これまでにウイルスに感染し、お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げます。また、現在ウイルス被害に遭われている皆様におかれましても、一日も早く回復されますようお祈りを申し上げる次第でございます。本町においてもウイルス対策に万全を期すよう、強く望むことを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

質問事項は町有財産の管理についてであります、一問一答方式によりまして町長に質問するものであります。

質問の要旨は、防災集団移転促進事業により買い取りをした被災跡地の今後の利用策と防集団地空き区画の対応策でございます。

次に、災害公営住宅の使用料と入居条件の見直しが必要と思われるが、考えはということでございます。

最後に、町道の管理について、各地区から要望されている町道の整備及び復興事業により破損した箇所の復旧に対する考え方と整備計画を伺うものでございます。

以上、登壇よりの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

高橋兼次議員のご質問、町有財産の管理ということですでのお答えをさせていただきたいと思います。

1点目のご質問、被災跡地の利用策と防集団地区画の対応策についてであります。東日本大震災で被災した宅地、いわゆる移転元地につきましては、買い取りを希望する被災者から約95ヘクタールの宅地を買い取っております。このうち約30ヘクタールの土地については、ほかの事業での活用や工事に伴うストックヤード等として利用しているところであります。移転元地については、議員ご承知のとおり、モザイク状に民有地と混在をしております。これを集約する手法もないことから、全ての移転元地を利用することが困難な状況にあります。このようなことから、町として活用が困難な移転元地については利用を希望する方に対して、積極的に譲渡や貸し付けを行っているところであります。

また、防集団地におけるやむを得ず生じた空き区画につきましては、これまで本町が抱える課題解決の手段として、かつ復興に資する活用方法として移住定住希望者や子育て世帯

の受け皿として、被災者以外の方が使用する、いわゆる一般開放を実施をしてきたところであります。これによりまして、現在の空き区画は74区画まで減少しております。空き区画を有効的に活用するためにも、引き続き一般開放を実施していくとともに、仮設住宅が解消され、住宅再建が完了したことに鑑み、一定の期間経過をもって集合住宅等の用地としても活用していきたいと考えております。

次に2点目のご質問、災害公営住宅の使用料と入居条件等の見直しについてであります、住宅使用料及び入居要件は法令等により定められておりまして、住宅使用料については毎年度入居者からの収入の申告に基づき、入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、経過年数等の事項に応じ金額が定められております。また、入居要件については、政令で定める金額以下である所得要件、現に住宅に困窮していることが明らかである住宅困窮要件、ほかに同居親族要件、町税等完納要件、暴力団員でないことなどを要件としております。このような中において、平成28年度から実施しております一般開放をさらに推進するために、平成29年4月からは裁量階層における入居要件の緩和を実施しております。なお、収入超過者の家賃の減免として、入居開始から4年目以降の方で、政令月収が15万8,000円を超える世帯については、住宅の明け渡しの努力義務と同時に家賃の割増しが適用されることとなります。町内の民間賃貸住宅の整備状況等を考慮し、入居開始から8年目までは家賃の割増し分については減免を行い、入居者への負担を抑えるようにしております。

最後に3点目のご質問、町道の整備及び復興事業により破損した箇所の復旧についてお答えをいたします。

町道の整備につきましては、各地区から道路の新設整備のご要望をいただいているところであります。今後国庫補助事業における町の負担割合が高くなるなど、整備に要する財源の確保が大きな課題となります。このようなことから、今後の町道整備につきましては、財源調整を図った上で、平成25年度に策定した整備計画に基づき、路線整備を進めてまいりたいと考えております。

また、復興事業により破損した箇所の復旧につきましては、工事関係車両の通行に伴い、町道等においても破損が生じております。復興事業により破損した町道の修繕には復興交付金の活用が可能となっておりますので、この制度を最大限に活用し、対象となる路線周辺の工事の進捗状況を見きわめながら、しかるべき時期に補修を実施するということにしております。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それでは1つずつ進めていきたいと思います。

被災跡地の利用でございます。これは当初から大変困難であると、大変難しいということいろいろ策を練ってきたんだろうと思いますが、いまだに目立っているといいますか、利用が事業用地以外は何かずっと空いているような、そういうことでございます。以前この質問に対して、今後利用に向けて必要な手続きを進めているという説明があったんですが、この必要な手続きとはどんなことだったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体にちょっと後で答弁させますけれども、当初からこの問題については非常に難儀をするなということについては、これまでにお話しをしてまいりました。いわゆる民地とそれからいわゆる町有地ということで、非常にモザイク状に点在をするということで、土地利用ということについては大変難しいということが、顕著に我々も最初から考えてございました。とりわけ民地の部分につきましては、ある意味国道沿いの非常に利用しやすいところに換地とかなってございますが、町有地の部分になりますと非常に外れのほうとか、非常に環境的に、いわゆる交通の便も含めてなんですが、そういう状況の場所に町有地があるということで、非常に利用ということになりますと、大変難しい状況、地形になっているということが現状としてございますので、そういう中で我々もこれまでそういった町の土地につきましての利用ということについて、働きかけてきているところでありますが、なかなか難しいというのは率直にそうお話しをせざるを得ないだろうと思っております。

ただ町として、一つこういう利用の仕方というので進めてきてよかつたなと思っているのは、もともと町に売らないということで、もう土地として、先祖伝来の土地ですから持ち続けたいという方々の、しかし利用は何に利用するも当てがないという方々を一括して集めて、それを我々が企業誘致をしますからということで集めて建てたのが、いわゆる建設したのがアップルタウンというショッピングセンターということになりますので、そういうあれだけの広大な敷地を集めるとそういうことも可能になるんですが、しかしながらなかなかそういったこともそれぞれの皆さん方の換地というのは、それは自由でございますので、その中ではなかなか集めることができないということと、さまざまな課題を抱えながらここまで来たということが現状だろうと思ってございます。

最初のご質問については、担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 必要な手続きということで、先ほど町長も申し上げましたとおり、

モザイク状にあるという状況で、いろいろな利用するために集約するような方法を考えてきたところではございますが、まずもってその元地をどのような使い方をするかとか、その辺のなかなか計画的な部分を見いだせないということから、現状が進まない状況でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　他の自治体でもいろいろ苦労して、今ぽつぽつと何か利用が一つずつ出てきたような自治体もあるようでございますが、今言いましたアップルタウンの元地といいますか、公用地と民有地であのようないい處といいますか、つくったということでございますが、この公用地と民有地の面積割合というのはどのようになっているか、そしてこれを民有地と協力をいただきながら、虫食い状態を解消すると。そしてまとまった面積をつくってその面積を一帯で譲渡あるいは貸し出すというような、再度また挑戦するような考えはありますか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　今ちょっと確認をさせていただきましたが、なかなか民地とそれから町有地ということの割合というのはなかなかつかむのがちょっと難しいというお話ですが、復興推進課長のほうからその辺はちょっと補足させたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まずアップルタウンの民地と町有地の割合ということでございますが、特段何対何でやろうというふうには決めてやったわけではありません。アップルタウンには複数の、10人以上の地権者の方々の民地とあとは町有地がございます。なぜ町有地をサンドイッチしたかということでございますが、アップルタウンさんと複数の多くの地権者の方々が個別に賃料の交渉をするというのもなかなかまとまらない可能性もあるという中で、町が入ってイニシアチブをとりながら、地権者の意向とかも組み入れながらそういった交渉等も協議をしようという観点から、町有地を入れ込んであるという意味で民地と官地が混在しているというものです。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　ですから、そういう手法で今後まだ何か挑戦していく考えはないのかということです。アップルタウンをつくったような方法で。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　大変難しいんですが、基本的には沿岸五市町会議というのがあります。

気仙沼、南三陸、女川、石巻、東松島。同様の課題を抱えてございます。そういった中で同様の問題ですので、これを何とかできる方法はないのかということについては、要望等については行っているところですが、現状としてなかなか解決策といいますか、具体的な案が出てこないという問題があります。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　それでこれから年月をかけてその土地を借りる、あるいは買いたいという方々が出た場合に、この売買価格は被災前とどのような差をつけるのかです。

○議長（三浦清人君）　管財課長。

○管財課長（三浦勝美君）　元地の買い取り価格、平成24年度からスタートしていまして、現在も各標準値については毎年修正率をみながら行っておりますが、価格は変わらない状況ではあります。現状ではそういう状況になってございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　この被災前と価格が変わらないということはちょっと納得いかないといいますか、条件が相当違ってきてるようなんですかね。ここには災害危険区域が設定されているわけとして、おのずと住居は建てられないというようなことになります。それでも価格が変わらないということになると、ちょっとただでさえも譲渡売買する人がいないときに、条件が違っているのに震災前と同じでは買う人が少なくなるんじゃないですか。もっと安くなって初めて買いやすくなるということになりませんかね。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　土地の評価につきましては、これは町でやるということではなくて、依頼しているのは鑑定士に依頼をしてございますので、そちらのほうが土地の価格ということについて設定をするということになっておりますので、率直に震災前とそう変わらないというのはおかしいんじゃないかと私も実はそう思っているんですが、実際鑑定士の結果としてそういう数字が出ているんだろうと思わざるを得ないと思います。

○議長（三浦清人君）　管財課長。

○管財課長（三浦勝美君）　宅地の定義といいますか、宅地の定義を申し上げますと、現に建物の敷地の供される土地ということでありまして、現状では確かに住家、住めるという土地ではないんですけども、あくまでその宅地の定義からいきますと、その建物を建てられる、それからそういう利用がつくられるということでの価格が変わらないという状況にあろうかと思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　建物が建てられるといつても、倉庫とか店とかそういう程度であって、一番望む住宅が建てられないわけですから。一番価値観のある条件が外れているわけですから、ですからどのような評価をしているかわかりませんが、そういうところを鑑みれば安くてもいいのかなと。そんな思いがするんです。災害危険区域が設定されているんですけども、これ例えば現に盛土をして志津川地区を例にとれば、盛土をして防潮堤よりも地盤が高くなっているという場所については、この災害危険区域を解除できないものなのかなという考え方もあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　制度的なことで言えば、ちょっと私もわかりませんが、基本的な考え方として、私はやるべきでないと思っております。なぜ我々が高台移転をしたのかと、いわゆる震災のときの原点に立ち返ったときに、津波で二度と命を失わない町をつくるということが、南三陸町の復興計画の一丁目一番地であります。したがいまして高台移転をして住まなくなつた場所にはいわゆるなりわいの場所にしましようということが、これが町の本当原点であります。したがいまして今こういうかさ上げをした、10メートルかさ上げをしたからそこにまた住めるようにという考え方、これは私は持つべきではないと思っております。

それからちょっとつけ加えて言わせていただくと、震災で全て町が瓦れきだらけになったときに、あのときに国でいわゆる町で土地を買い上げるという話になったときに、私は当時二束三文だと思っていました。こういう地盤沈下して大潮になると当時45号線から海側はもう海の下に沈んでいました。そういう状況の中で買い上げるといつても、ほとんどさっき言いましたように二束三文だと思いました。しかしながら買い上げの値段というのは、いわゆる当時鑑定をして、どういうことかというとかさ上げをしてそしてどれぐらいの価値が生まれるかということで、相当のお金で、いわゆるもともとの方々に、売るという方々にお金が渡ったということがありますので、そういう意味では震災前の金額と震災後の金額がそう変わらないのはおかしいなということもわかるんですが、ただ当時土地を売った方々にすれば、これほど高い値段で買ってもらえるのかという、率直に思った方々が結構いらっしゃいました。そういういろいろな流れの中でここまで来ております。ですが変えてはいけないのはやっぱりさっき言いましたように高台移転を選んだ町の基本的な考え方、これは捨ててはいけないと私は思っております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これまでも他県あたりでやっぱり高台に移転した地域、あるいは移転しない地域で今回のように被害の差が出たところもありますので、その考えはわかるんですけれども、相当危険度が薄れたのかなと。それで盛土した部分あたりは団地と何ら大した差がないような状態のところもあるわけです。ですからそのような外されないのかなという考えも出てくるわけです。盛土したところと高台が相当その差があれば別ですけれどもね。何ら大した差もない団地もあるわけですから。

それはそれとしてそういうことで外せないということありますから、最悪の場合のことを考えれば、余りむやみに危険を冒さないほうがいいのかなとは思います。ただ利用していく際に利用しやすいような策を考えたときにはそれもありかなと思ったわけですよ。例えばこの順調に利用策が進まない、進まないときのその管理、町有地の管理、その手法はどのようなことを考えておりますか。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 現状ではやはり草、所によつては木が身長ほどに伸びている状況に、各その点在している元地はあります。それで管理ということで本来全てを草を刈つて除ければいいんですが、そこまでとても大きな面積になりますので、あくまで現在では地域の皆様の生活の中で問題になりそうなところとか、申し出によつて草を刈つたりその辺の管理の部分を優先して、地域の子供たちとかの生活の中で問題になりそうな所があれば、それを優先して刈つてはいる状況にあります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この管理もそうですけれども、例えば利用として各地域にお願いするとか、あるいは地域に利用させるとか、そういう方法もあるかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それも一つの考え方だと思うんです。ただ普段皆さんが連担して住宅がついて、そういう場所ですとお互いの地域の中で、みんなでこの地域をきれいにしましうねということで、そういうのは可能だし、現実にそれぞれの地域でやっておりますが、しかしながら被災元地になりますと、それぞれの広大な面積で非常に点在をしているという中になりますと、じやあ地域の方々で、いわゆるそこで店を出している方々になりますね。工場とか含めて。そういうところに限定された方々であれだけの広大な所を、じやあ地域でと、地域という受けとめ方がどこまで持つてもらえるのかというのは非常に難しいのかなと思いま

す。ですからある意味余りにもひどい状況ということになれば、当然これは町として管理している土地な物ですから、それはやらざるを得ないだろうと思いますが、それもどこまで丁寧にやれるかということになりますと、なかなか私がこうだと言えるほどの自信は実は残念ながら持ち合わせていないんですよ。だからある意味そういった町がせっかくここまでかさ上げをして区画整理をしてでき上がった土地ですので、見栄えが悪くなるということだけは避けなければいけないとは感じております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　まさにその見栄えね、特に市街地などは見栄えが悪くなると、これは全く復興したのか復興しなかったのかわからないような風景になりますのでね。ただいろいろと密集している地域はいいんですけども、密集しないといいますか、そういう地域になるとやがて粗末になってくるといいますかね。それでいろいろ個人の土地を脅かすといいますか、いろいろな迷惑をかけるといいますか、そういうことでこれから多分問題が多く出ると思います。そうなると各地にあるわけですから、順番待ちみたいな処理の方法ではなくて、町民にすぐ応えられるようなこれからその管理していかなければいけないのかなと、そう思いますので、その辺素早く、即対応できるようにやっていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　多分きょうの河北新報の社説、ごらんになった議員の方々もいらっしゃると思いますが、まさしく的を射た指摘が社説で書かれておりました。いわゆる震災9年ということについて、検証すべきものという内容で書いておりましたが、いわゆる人口減少の社会を迎えるに当たって、震災前と同じような土地区画、都市計画をつくっている。これって本当に正しい復興の姿なのかということが書いてありますて、これはそれ以外にも制度的にいろいろな問題があります。その中でやっぱり書いてあったのは、事前復興ということで、私もよく講演で事前復興という話をするんですが、そういう分野をこれから災害に向けて取り組んでいく必要があるだろうということが書かれておりましたが、まさしく今の復興の検証ということが、いずれこれは起きてくるわけですが、その復興の検証の中でやっぱり問題になってくるのは、その町に見合った、いわゆる復興のあり方というのかな、それぞれの町の。そういうものをを目指していくべきだということでありましたけれども、そうなんだろうなと思っております。いずれ私、ちょっとちよこちよこっと斜め読みしたので余り詳しく覚えていないんですが、そういう内容のことを書いてありましたので、今後の復興のあ

り方というものについては、いろいろ国も含めて、県も含めて、それから各自治体も含めてどうあるべきかということを事前に考えていく必要があるんだろうなと思っています。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　空き地はそのくらいにして、団地の空き区画、今まで何回か、4回ぐらい募集を行っているわけですよね。でもなかなかその解消に至らないと。1年経過しているわけですが、これから随時募集をしていくんだという状況なんですが、今どのような内容になっていますか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　ご承知のように空き区画が多いということになりますと、当然これは復興の姿として好ましくないということですので、平成29年9月、秋から一般開放を進めてまいりました。その当時は空き区画が113戸ございました。現在一次、二次、三次、四次と、それからそれ以降はもう随時募集ということにしておりまして、先ほど申しましたように現在の空き区画は74戸という、いわゆる当時から39戸減ということになりましたので、今後とも空き区画を埋めていくということについては、今後我々として努力をしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　39ですか、29年から2年ぐらいですか。もう少し立派な整った土地でありますので、もう一般開放したと同時に殺到するのかなという期待もあったんですが、このような状況ということあります。このなかなか買い手がつかない、あるいは借り手がつかないという、この要因といいますか、そういうのをどのように分析といいますか、捉えているか。そしてまた今後の策といいますか、ただ募集だけしていくのか、あるいは究極の技でも考えているのか、その辺はいかがですか。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　ちょっと一つお話しさせていただきますが、何年前でしたっけね、2、3年前でしたっけ、集合住宅の関係での地域に建設をして空き区画を埋めようということで計画をさせていただきましたが、なかなか地域の方々のご理解をいただけないということで断念をした経緯があるんですが、断念ということではないんですね。一応じやあ様子を見ましょうということにしました。いずれこれを埋めていくということについては、やはり一つの考え方として集合住宅については我々、これからも何とかしていきたいと思っておりますし、それに向けて団地の方々と意見交換会もさせていただいておりますが、ある意味もう

少し待ってくれというふうな、いわゆる地域コミュニティができたばかりだと。そこにまたある意味集合住宅ができる、そしてまたそこでコミュニティを構築をしていくということについては、区長さんなどが特にそうなんですが、もう少し様子を見ろというご意見がありますので、そこは我々も無理強いはなかなかできない分野でございますので、ただ方向性としてはそういう考え方の中で埋めていく必要があるんだろうとは思ってございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 進まない、全て埋まらない要因ということのご質問でございますけれども、現在さっきの質問、前の補正予算ですか、議案の中でもちょっとお話し申し上げましたが、今申し込みされている、少しづつ申し込みがある方々の要因としては、やっぱり地元にゆかりのある方々、ご家族の介護で戻られる方々とか、そういう方々がやっぱり多いのかなと思っております。その中で志津川地域については少しづつでも順調に少なくなっている状況でありますが、ちょっと心配なのは戸倉地区がなかなか進まない状況にあります。現在の状況では戸倉団地で21区画が空いていると。それから柏沢団地ですね、10カ所が空いていますので、この辺のそんな形で本当は地域の皆様にゆかりのある方々とか、来ていただければいいんですが、あとはどうしても利便性の部分であったりとか、そういうことが課題なのかなということで認識はしているんですけども、何とかふえてほしいなという希望は本當にあるんですけれども。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 大分苦労しているようですがね。そこで応募要件の変更といいますか、何か3年以内の建設の着手をしなければならないとか、それから複数区画の応募はだめとかいろいろあるようですが、やはりそれを状況を鑑みながら、条件を変えていかないとなかなか入りづらいんじゃないのかなと、そう思うんですが、その辺例えばその他の要件で土地の転売は禁止しているんですが、この転売禁止の中に血縁も認められないのかとか、その辺よろしいですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 複数区画に関しては、いずれ集合住宅を建設するということになれば、自然的に複数区画にならざるを得ないだろうと思いますが、ただ個人ということになると、制度上のちょっと縛りもあるということですので、そこは今後どうできるのかということについては検討材料の一つだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 親族はどうなんですか。管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 防集団地の現在の募集の条件なんですけれども、まず申請者が入居することを目的として、それが条件になります。ですので申請者というものが連續して2つに住むということはできないということになります。ですから、申請者が例えば別々に暮らすとか、そう求めるのであればまた話は違いますけれども、そういう状況になっています。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いや、そういうことではなくて、その他の要件で転売は禁止しているんですね。その転売は禁止しているんだけれども、血縁でも転売してはダメかと。例えば兄弟でもダメなのか。あるいは孫でもダメなのか。全てが転売禁止の中で血縁に売るというか、譲るというか、そういうことはダメなのかと。兄弟から兄弟に譲っていくとか、親から息子に譲るとか。買った物をですよ。そういうことはダメなのかということなんです。わかりませんかな。質問の、「わかる」の声あり）わかる。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） その住宅によっては、例えば相続とかも出てくる可能性もあるので、転売は確か大丈夫だったと。家族、親族ですね。それは大丈夫だったと、明確に今読んでいないんですけども、それは確か大丈夫だったと思っております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

---

午前10時54分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 転売はできないという状況のようござります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 親兄弟でもダメなんですね。これこういうところを少し、さつきと同じようにいろいろと条件を崩していかないとなかなか難しくなってくるんじゃないかなと思うんですよ。今の段階では決まりだからダメという答弁でしょうが、今後そういうところを考える余地といいますか、ありませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度上の話で無理だということですので、町の判断でどこまでできるのかということについては、ちょっと今この場所ではなかなかお話しできませんが、転売にこ

だわるのでなくして、空き区画がありますから、そちらをお買い求めいただくということも一つの手段ではないのかなと思いますが、いずれその辺は私としても今この場所でなかなか明確にお答えはできないということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　それでは最後に、今全般にいろいろな制度等あるんですけれども、これを有効に処理していくために国の縛りがあるわけですから、その辺を国といろいろ調整しながら要件を拡大していくといいますか、緩和していくといいますか、そういうことも必要になってくるのかなと思うんですが、その辺のあたりの考え方。今後。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　この防集の件については、これまでも復興庁といろいろやりとりをしてまいりました。例えば一番最初に、いまだに覚えているんですが、当時の民主党の時代の平野復興大臣が初代の復興大臣になった際に、この防集の関係につきましては、一区画100坪ということで、全く融通が利かなかった。100坪。ところがいろいろ町内の方々のお話を聞きしますと、高齢の方々にすれば100坪という土地は広すぎると。もう50坪でも60坪でもいいと。反面漁業をやっている方々は庭先で作業をしなければ、作業小屋を建てなければいけないということで130坪欲しいとか、140坪欲しいと。そういうご意見をいろいろいただきましたので、当時平野大臣に平均100坪にしてもらえないかというお話はさせていただきました。早速平野大臣もわかった、そうだなと。そういう事情はあるよなという話で、平野大臣はすぐお帰りになってから平均100坪ということに変えていただいたという経緯がございますので、ただこれを変えるのは非常になかなか大臣が即オーケーと言っても、今度は事務方でいろいろさまざまな制度他を持ち出してきて、簡単にはいきませんというお話にこれまでずっとそういう経緯、経過がございますので、そういうことを経験してきている人間ですので、ある意味これからそういう問題がこの空き区画の問題をどう解消するのかということになりますと、いろいろ国のほうにも知恵を出してもらわなければいけないなという思いでありますし、我々もそういう件について具体的にこのようにすればこの空き区画が埋まるんじやないのというお話も含めて、いろいろ交渉する余地というのはあるんだろうとは思っております。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　できればそうしていただきたい。いろいろな経験をしてきたからこそ、今後にそれを役立てていけばいろいろなものが見えてくるのかな、開けてくるのかなと思いますので。

次に移ります。住宅、入居、いろいろ要件の見直しということを出しているわけでありますが、震災で急激に人口減少が進みまして、またさらにとまることなく進んでいるわけでございますが、こういう中で今後の健全な住宅運営というものをどのように考えておられるか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 健全な住宅運営というのはなかなか答えも難しいんですが、ある意味最低限として、全てが埋まることがある意味家賃収入も含めて我々にかかるまいりますので、全てに皆さんがお入りをいただいて、空き戸数がないというのが健全な方向なんだろうとは思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 実は埋まるだけではなくて、安く入れればそれに越したことはないわけです。そしてまた住宅収入によって住宅の維持管理が貢えるという、そういうことが全てその健全になるのではないのかなと思うんです。そこを考えるのは今後財政を考えたときに決して裕福になるような兆しというものはこれから見込めないような、そのような感じでございますので、やはり住宅は住宅で自分のことは自分でするみたいな、そういう部分部分できちっと収支を合わせていくような方法をとらないとうまくないのかな、まずいのかなとそう思るのでございます。その家賃収入については予算でいろいろと見ましたので、収入が1億3,000万円程度、駐車料含めて1億3,000万円くらいあるようでございます。そして支出が七千四、五百万くらいあるのかな。であるようありますので、その中でこれは敷金というものは取っているのかいないのかですね。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

10番高橋兼次君の一般質問を引き続き行います。

最初に先ほどの質問の中で、土地の価格についての答弁の訂正がありますので、許可をいたします。管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 先ほどの質問で土地の価格が震災前と震災後が同額だと私間違った答弁をしてしまいました。実際は20%の減額になるということが正解でありました。どうも

失礼いたしました。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど敷金のご質問がございました。罹災証明書をお持ちの方については敷金をいただいてございません。ただ一般入居の方については家賃3カ月相当額を納付いただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 敷金は一般の方々だけね。恐らくこれから一般の方々ふえてくるんだろうと思いますが、この敷金、義務規定ではないんですよ、これね。取ることができるということであって、必ず取れということではないんですが、この運用はこれからどのようにしていきますか。敷金の収益運用。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 敷金は確実に当然元本を保障できるような方法で保管をするというか貯金をしておくとか、そういう状況だと思ってございます。それから敷金のあり方として、当然議員ご存じだと思いますけれども、当然家賃の滞納、それから退去時の原状回復の部分もございますので、いずれ一概に廃止をして猶予するというのはなかなか難しいんじゃないかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 利益の使い方というのは入居者のために使えば、入居者の利便性のために使うんじゃないの。使えないの。利益の運用だよ、利益の運用。敷金そのまま元本でないよ。もう1回。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確実に元本が担保される方法での保管でございますので、大変今の利息の状況を考えますと、それほど多くの金額は望めませんので、議員おっしゃるような活用というのはなかなか難しいんじゃないかなと考えられます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） わかりました。ただこれからふえてくる可能性はあるわけですから。それで低減事業というのがあったんですけれども、それを延長しない理由としていろいろ規模が大きいとか維持管理、改修する費用が不足するということであったんですが、不足する資産といいますか、何ぼぐらい足りなくなるのか、その辺あたりはあるんですかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 単純に先ほど収入が1億2,000万円超えると。それで公社の管理費が7,000万円余りと。そこだけ見ますと何か5,000万お金が余っているようでございますけれども、その一方で起債の返還が約1億、9,800万だと思いましたけれども、支払っています。そこだけ見ればまさに赤字経営でございまして、それともう1点公営住宅の充足率というのが一般的にありますと、町内全体の世帯数の何%を公営住宅が占めるかという割合が出ていまして、一般的には4%前後と言われています。うちの町、約4,500戸ですから、普通に考えれば200戸、多くても250戸、これが残念ながら当町の規模に身の丈の合った、ある意味戸数だと言われております。実際もう900戸近い部分を抱えながら経営をしていますので、ちょっと間違うといふれば大変な負債を抱えるような状態であることは間違いないので、そこはやはり慎重に経営していくかなければならないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 先行きがかなり厳しいといいますか、そこで入居者の年齢とそれから世帯というのはどのような内容になっていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 細かくは後でもし課のほうに来ていただければ細かい数字は申し上げますけれども、俗に言う高齢者世帯と、高齢者といいますのが約4割ほど当然ございますし、高齢化率も4割超えています。ですからある意味年金のみの世帯の方が入居されていまして、それほど多くの家賃収入は望めないというのが現実でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 高齢化もさることながら、単身の方々もこれからふえていくのかなという思いもあるんですが、単身の方々に対しての安心して、そして安全に入っていただく対策として今後どのようなことを考えていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 単身には多分2つの意味があるのかなと思います。高齢者の方、それから本当に若い方の単身ということで、当然一番心配しておりますのが高齢者の単身で、しかも国民年金の方ということが多分一番心配されるかと思います。これは建設当時から一番心配していたんですが、当町の国民年金の平均受給額が五万数千円で、実は満額もらってはいないんですね。そういう方たちが年金だけで家賃を納めて生活をしていくというのは、多分これは大変なことなんだろうと考えていますので、いずれ最初に低減化どうだというお話をあったときに、一番心配されたのはそこなんですね。いたずらに全員を低減化の期間を

延長するよりも、重点的にそこをしっかりとサポートする必要があるだろうということで、2年ほど前、3年ほど前ですかね、その町の方針とすれば、生活保護扶助世帯以下の収入、実は国民年金の総額よりも生活保護をいただいたほうがはるかに収入的には多いんですね。ですからそういう世帯の方については現状の家賃レベルをそのまま据え置くという方針で今進めているところでございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　大分5万、かなり年金だけの方々、厳しいようありますが、そこでちょっと、そういう全く少ない収入の方々がこれまでも既存の住宅に類するような、全く安い住宅建設というものは今後考える必要はありませんかね。この公営住宅だけを利用していくのか、今言ったような全く収入のない方が、全く公営住宅よりも低い金額で入れるような、そういう住宅建設というものは必要ないですかね。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　今考えられる案が2つございますけれども、1つは廻館に町で建てた応急仮設住宅がございまして、今般全てを残すわけにもちょっとといかないで、一部取り壊そうと考えてございます。それが恒久住宅として、これからずっと使える意味での恒久ですけれども、使える住宅として利用が可能かどうか、一番は建築確認の手続きがスムーズにいくかどうか、ただいま調査中というところでございます。それと先ほど生活扶助費以下の世帯と申し上げましたが、実は家賃部分、住宅扶助だけいただくこともできますので、多分その2つになるかと思います。ただその場合、預貯金が全てないという条件がつきますので、多分そういう状況まで追い込むというのもなかなか難しいと思うので、ここについては福祉部門とも連携を図りながら1個1個丁寧に対応する必要があると考えてございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　復興が完遂するまではまだいいのかなと思いますが、復興が完遂してこれから持続可能なまちづくりということでやっていくようになりますと、かなり絞られてくる部分が出てくるのかなと思います。やはりそういう困窮者中の困窮者みたいな、そういう方々が入れるような、今考えているようですが、恐らく必要になってくるんだろうと思います。それでその単身の高齢者がこれからふえた場合に、住宅設備の改善というのには必要ないのか。今完全に整っているのかとかですね。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　年齢を重ねるとともにいろいろな障害が出てくると思います。ただ

それは個人個人それぞれ状況が違うと思いますので、一概にこうだから大丈夫だということは多分言えないと思います。また振るようで申しわけないんですが、そこは保健福祉に専門の方もいらっしゃいますし、社会福祉協議会にも専門の方がいらっしゃいますから、一人一人何が必要なのか、多分調査する必要があるんじゃないかなと考えます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　ぜひそうしていただきたい。先ほど決して住宅収入、支出、良好なわけではないという話でありましたが、そこで今もう恐らく出ているんだろうと思います、これからもふえていくんだろうと思いますが、収入超過者への対応といいますか、この収入超過者をどのようにこれから捉えていくのか、その辺考え方あれば。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、収入超過者で退去しろといつても町内の民間アパート等の整備状況を考えたときに、その方がじゃあどこに住むんですかという問題が当然出てまいりますので、したがってこの入居開始から8年については退去は要請しないということの改正はしてございます。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　公営住宅、低所得者向けに建てている住宅ということになってございまして、当然一定の収入がある方については退去していただくというのが一つの制度の柱となってございます。目的は低所得者になるべく多くの方に入っていただきたいということなんですが、今町長が申したとおり、残念ながらその受け皿がない中で手段だけ行使するのはいかがなものかということでございましたので、5年間の延長をかけてございます。そのほかに裁量、議員に資料を渡しているのでわかると思うんですが、裁量世帯というのがございまして、この中で所得制限の部分をかなり上げてございます。本来は15万8,000円ですが、裁量世帯については25万9,000円まで上げてございまして、25万9,000円というとなかなか低いような数字には見えますけれども、シミュレーションをちょっと今朝ばたばたとやってみたんですが、夫婦2人に子供2人と、いわゆる標準世帯といわれる部分でございます。夫の収入が年400万、妻が240万、世帯収入として640万ある家庭を想定をいたしますと、政令月収は24万8,000円ということで、実は25万9,000円の中に収まると。さらに子供さんが1人高校生の場合は、お父さん頑張って働いていただいて450万円まで収入が上がったとしても、十分に、逆に23万5,000円になってしまって、そこは十分に入居できますし、割増し家賃もかからないということでございます。ただそもそもその収入があるものですから、家賃のほうは4

万円とか5万円にはなりますけれども、さほど全体の収入から見れば大きな負担ではないと考えてございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　現在収入超過者に対して5年間、割増し分の減免措置を講じていると思いますが、その対象者は何人ぐらいあるんですかね。それでその6年目以降はどのような考え方なんですか。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　さまざまな策を講じるというか対策をしていますので、今のところ10世帯以下でございます。6年目以降ということでございますけれども、そもそも民間の賃貸住宅の整備状況が当時はまだまだ進んでいないということでしたので、当然そこで6年目以降どうするかという判断基準は、やはり民間の賃貸住宅の整備状況が一つの判断材料になるんだろうと考えてございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　収入超過者が退去していくには、やはり町内の住宅環境が整わないとかなかなかできない、そして町内になければ他町へ行くというケースも出てくると思います。そうすると将来ますます人口も減るようなことにつながるようなことにもなるようなわけであります、超過者、これから収入だけじゃなくて今課長が言ったように、今はいいんですよ。子供たちがいる。ただ子供たちがこれから2年、3年して、それで卒業して、そして親元から離れると、これ控除する部分がなくなりますので、すると収入超過者はますますいろいろな条件でふえていくのではないのかなと。そう思うんです。今話にあったように、25万9,000円まで認めているので、まだうんとふえることはないのかなとは思いますが、ただ景気によっていろいろなものが左右されますので、景気がこれからよくなっていくとどんどんとふえてくると、この方々を退去させなければならないというようなことになりますが、これを退去しない、させないような対応はとれないんですかね。やはりいろいろな面でこういう方々には我が町の公営住宅に希望があれば長く入っていてもらったほうが、かなり町のためになるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　先ほど申しましたとおり、公営住宅の経営という観点から見れば、高額所得者の方にとどまっていたいみたいというのが多分本音だと思います。ただ制度上の問題がございますので、そこはやはりやるべきことはやらざるを得ないという状況です。た

だ強制退去というわけではございませんので、冒頭町長が申し上げましたとおり、15万8,000円を超えた場合は、義務が発生をすると。努力はしてくださいということですので、すぐに退去ということにはなりません。それから一番問題が超過者、31万円を超えるとかなり高額所得者ということになるので、そこは退去、もう少し踏み込んだ対応が必要になってきますが、いずれ猶予期間等もございますので、そこは柔軟に対応せざるを得ないなと思っていますし、ただそれと政令月収が31万円を超える方はかなりの収入があるということでございまして、冒頭の質問にありますとおり防集団地の区画も大分余っていますので、できればそちらに誘導するのも一つの手かと思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　そのような案内してすんなり団地のほうに行けるようであればそれに越したことはないんですけども、なかなかやはり住み心地がよくなっていくと、なかなか出たくないというような、そういう方も出てくるんだろうと思います。それでいろいろと家賃に関しては町でできること、あるいは制度に縛られてできないことがあると思いますが、町で家賃に関してできることは、その利便性係数の緩和をすれば家賃は下がるんじゃないかなと思うんですが、今後そのような考え方はありますかね。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　自慢するわけではありませんけれども、うちの公営住宅の家賃レベルは県内でも1、2番、低いほうでございまして、さまざまな理由をつけて低いほうに設定をさせていただいてございます。家賃を決定するときに必要な数字が5つあるわけなんですが、そのうち4つは町では動かせない数字でございます。最後に出ました利便性係数、これが唯一コントロールできる数字でございまして、今考えられる全てとは申しませんが、入れ込んでございます。利便性係数については0.5から1.3の間で決めなさいということでございますので、一番優れたものを本来は1.3としなければならないんですが、一番優れた数字を標準として1.0、そこから各数字を控除しているという計算方法をとっていますので、多分これ以上0.8から始めたらいいんじゃないかなという意見ももしかするとあるかもしれませんが、全くそこは根拠のない話になってしまいますので、それは多分避けるべきだろうと考えてございます。ただ国が定めた数字の中にも経過年数係数、古くなれば当然安くなるでしょうということなんですが、現在一番安いといいますか、ところではもう5%以上実はこの数字が下がっています。簡単に言えば当初から家賃が5%分下がりましたと。木造の戸建て、耐用年数が30年でございますので、既に5年6年たっている分についてはそういうふ

うに家賃が少しづつでありますけれども、全体的に下がってきていると。将来高校生が卒業して就職したら云々というお話でございますが、当然時間が経過すれば数千円ずつでありますけれども、そのころになれば安い家賃になっているということも考えられますので、そこは総合的に判断する必要があるかなと思っています。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　いろいろと自治体で操作、操作できるというとおかしい、そういう部分もあるようですので、その辺を有効的に操作してできるだけ使いやすいような、入居しやすいような形にとつていていただければいいのかなと思います。

それで次に、公営住宅、戸建てですけれども、戸建ての払い下げというのはどのような考えを持っていますか。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　まずもって26年だと思いますけれども、公共施設の管理計画を立てさせていただきました。いずれ町の財政規模から考えて、建物等の維持管理は非常に難しくなってくるので、何割かは減らさなければならないというのが基本的な考え方でございまして、公営住宅におきましてもやはりその考えに従ってございます。当然既に60年を超えたような古い住宅については、募集を行わず廃止をするという方向性でございまして、それとそれに合わせて100戸余りある木造の住宅についても、可能であればそこは払い下げの方針でいきたいと考えてございまして、住宅の長寿命化計画を立てるときに、入居者の皆さんにアンケートを取らせていただいている。その中で質問項目の中に払い下げを希望するかという条項も1点設けていまして、約3割の方が払い下げを考えているという回答をいただいています。ただ多分最後は金額の話になるのかなと思いますが、20坪から25坪程度のものでございますが、残念ながら建設費、取得費に換算すれば坪100万円近くかかるでございますので、15年たつたとしてもざくつと言えば半額にしかなりませんので、そこをどう考え、捉えていただくか、そこが一つのポイントになるかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　聞こうかなと思ったら課長ね、段取りいいから先に今価格のことまで言ってしまったようだけれども。この例えれば払い下げというか、その希望する方が出てきた場合に、購入に対しての支援などというのは町のほうで考えていますか。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　県内ではもう既に払い下げをしている自治体もございますので、そ

こら辺の部分も調査をして決定しなければならないかなと思ってございます。いずれ払い下げすれば交付金負担額は国に返還をしなければなりませんので、安く払い下げすればその分町が立て替えざるを得ないということになりますので、そこは私、管理者と言いながらも、やはりそこは町全体で企画も含めながら調査をする必要があると思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　いろいろなケースが出てくると思いますので、個人もいいように、また町も将来負担が余りかからないような、そのような考え方でもっていっていただきたいと思います。

次に、町道の管理についてであります。いろいろとまず最初に、各地区からさまざまに要望が出されているかと思いますが、それについては優先順位といいますか、格付けして財源を確保して整備をしているということであります、なかなか追いついてこないような現状でありますが、これ方針を変えて進めるというようなといいますか、何かすぐ対応できるよう、余り長く何年もおかないとできるような手法というか、考え方はありませんかね。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　建設課に来るご要望の中で一番多いのが道路に関係するものでございまして、抜本的にこれをどうと言うと、やっぱり最終的には雑な言い方をすれば財源になるかと思います。この間町民の方に言われたのが、今ハウツーだけしかないよね、事業を進める中で。当然震災からの復旧なので事業量はいっぱいあるので、とりあえず効率的に早く復旧工事を進めたいという思いでやっているので、ただそれは町民から見ますと、ハウツーだけでやっているよねと。ホワイが足りないねと私言われたんですよ、ホワイ。なぜやるんですか。緊急性なり何なりその辺の方針をしっかり決めて事業を進める必要があるんじやないですかねとその方から言われたんですね。

今議員おっしゃるように、どこでもいいというわけではなくて、やはり緊急性なり、多分必要性はあるから皆さんご要望されていると思うので、そこは多分わかるんですが、その場合も多分ハウツーだけで仕事をしてしまう。でもそこにホワイがないと、我々こんな言い方をすれば、皆様から税金をいただいて、預かってそれを使うわけですから、何にもかににも使っていいというわけではない、やはりしっかり説明ができるようなことをして、多分やらなければならぬと思っています。その一つが優先順位というお話だと思うんですけれども、ただ最終的にはやはり財源、これをしっかり確保して進める必要があるんだろうと思いますので、何が一番優先かと言えば多分もしかすると財源かもしません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 全く何をやるにも財源なんですかけれども、いろいろ優先順位をつけ、そしてその国県の補助事業等々も併用しながらやらなければいけないようなことなんでしょうが、現場とすれば現場の危機感、必要性を訴えているわけですよね。受けるほうの優先順位とそのずれというか若干の考え方のズレが生じてしかりなんでしょうが、そういうところがあつてなかなか何回言つても進まない、やってもらえないということが往々にしてあるんですよ。ですから財源もあるでしょうが、財源だけではなくてその優先順位の中にはやはりその必要性というものももう少し調査をして、組み込んで対応すべきなのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 道路の関係については、今建設課長も言いましたが、私のところにも随分と要望ということでお話を伺いさせていただきます。それぞれが皆さん方、俺のところが一番、今すぐやってもらわないと困るんだというお話をずっといただきますが、残念ながら一気呵成にやってあげたいのはさまざまですが、残念ながらそうはいかない現状がございまして、役場に言ってもさっぱり進まないとか、やってもらえないとかというご意見もいただきますが、そこはやはり先ほどお話ししたように、建設課長が言ったように必要性とかそれから優先順位ということで決めざるを得ない。町長に言ったからすぐやってもらったなどというのは、これは残念ながらあり得ない話でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思いますし、それから財源の話をしていますが、ご存じのとおり社総交の補助率が65%だったのが今度55.5ということに下がりました。ということはその分町の負担が大きくなつたということでございますので、その使い方ということについてもしっかりと吟味をしながらやっていく必要があるんだろうと思ってございます。いずれ社総交でこれまでやってきた部分については通常枠では町道の横断1号線ということになりますし、復興枠では町道の平磯線と蒲の沢2号線ということで進めておりますので、今後も順次こういった道路整備については地域の皆さんへの思いも当然受けとめながらありますが、着々と進めていくというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その事情ですね、込み入った事情は私は理解しています。ただ町民は町長さんにお願いすればすぐできるものだという理解をしていますよ。ですからいろいろな声が出てくるんだろうと、そのように思います。

次に復興事業で傷んだ破損、他市町ではもう既に手をかけているようなところもあるようです。これ当町では今後どのような考え方、そして整備の方向でもっていくんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興関連で傷んだ道路、各地ございます。うちの町だけではございませんで、今お話をうながすよりももう進めているところもありますが、この件については建設課長とずっと数年前からいろいろどうするということでやってまいりまして、基本的にはもうあと二度とこういったお金がつくということはなかなかないわけでございますので、極力復興のぎりぎりのところで工事を発注をして、そして長く使おうということですので、いずれ町としてのこののような道路の修繕等については今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 考え方ね、早くやって終わるまでにまた傷まるようではうまくないということなんでしょう。それはそうだと思います。ただ財源は大丈夫かと、そういうことも心配するわけですが、先般中央要望に行った際、令和2年度中の整備だよという関係者の言葉を聞いたわけですが、令和2年度で復興期間が終わって、その後もまだ続く事業があるわけですね。するとその事業が完全に終わるまでその道路を使うと。その後の整備になるわけですか、最後は。するとそれまでその財源は大丈夫なのかということです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段だけちょっとお話をさせていただきますが、財源的には復興交付金、これを使えるということですので、その財源を充てたいと考えております。なおこういった年度間でどういう推移でいくのかということについては、多分抜かりのない建設課長ですので、十二分にその辺は検討していると思いますので、建設課長から最後に答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路、損傷した場合は原因者が負担をして復旧をするというのが道路法では規定をされてございまして、今回復興事業で傷んだ場合、原因者負担なんですよ。今回復興事業で計画交通量以上の車両が走ったことによって路面が傷んでいると。その原因者は誰と。県か町しかないんですが、いずれはっきりした部分については今復興交付金でかかる事業費を賄いたいと考えてございます。それで一番問題なのがまだ復興工事が途上の中で、その補修工事をするかどうかということなんですねけれども、一番考えられるのが防潮堤の工事が多分年度末までぎりぎり進めていく中で、その資材等の運搬に使うんじゃないかなと

いうのが心配されてございます。一番これから多いのが多分生コンの搬入、それと背後の盛土材ということになるかと思います。今計画している部分では、それぞれ多分これから防潮堤につきましては、型枠を組んで生コンを打設ということなんですが、低い下のほうは結構ボリュームが大きいものですから、かなりの数が多分進捗は進むと思うんですね。そして上に行けば段々小さくなっていくので、必要とするコンクリート量もだんだん減ってくるという状況を考えますと、いずれどこかの段階、年度内の逆算をして3月まで完成させるにはいつから工事に着手しなければならないか、そこを見きわめて少なくとも9月、10月の段階では工事発注をしていきたいなと考えてございます。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　最後に今課長が言ったようですが、復興期間後の損傷路線ですか、こいつについては国から示されていないというような、そういう話もあるんですよ。ということは、交付金だけでやれるんでしょうかね。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　そもそも全ての町道の損傷を交付金で賄えるわけではなくて、原因者がはっきりしていて、その通行量が計画をはるかに上回るというのが条件でございますので、主たる道路を使った部分、それから従たるといいますか、使った部分は多分あると思うんですね。そうすると入り口の部分でその主たる部分しか多分該当にならないんだろうと。要はイリッコスマッコはちょっとだめよということなので、もともとはそこについては別の予算だけが必要だと考えてございます。それが何があるかというのはまだ具体には決まってはおりませんけれども、そこは今後の課題としてもしかすると残るかもしれません。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　10年もかけてきてやって、復興完遂になるわけですので、出口だけではなくて、イリッコスマッコまですっかりやれるように、そのような体制で組んでいっていただきたいなと思います。終わります。

○議長（三浦清人君）　以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時58分　休憩

---

午後　1時09分　再開

○議長（三浦清人君）　再開をいたします。

一般質問を続けます。

通告2番、星 喜美男君。質問件名、1、新学習指導要領について。以上1件について、一問一答方式による星 喜美男君の登壇発言を許します。11番星 喜美男君。

[11番 星 喜美男君 登壇]

○11番（星 喜美男君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問の相手は町長、教育長。

質問事項、新学習指導要領について。

学習指導要領が10年ぶりに改訂され、4月から全国の小学校で全面実施されます。保護者や教育現場からは不安の声が、また専門家などからはさまざまな課題、問題点が挙げられています。そこで次の点を伺います。

- 1、道徳教育はどのように変わらるのか。
- 2、外国語科への対応と体制は万全かどうか。
- 3、プログラミング教育への対応と体制は。
- 4、G I G Aスクール構想への対応はどうなっているか。

以上4点を伺います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしくお願ひします。ただいま星 喜美男議員のご質問、新学習指導要領についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、教育の目標や指導すべき内容を示すものです。これまで時代の変化や子供たちの状況の変化、社会の要請等を踏まえ、おおよそ10年ごとに改訂されて来ています。

今回の改定では、情報化、グローバル化が急速に進展する予測困難な時代に生きる子供たちが未来社会を切り開くために求められる資質、能力とは何かを社会と共有し、社会に開かれた教育課程を実現することが求められております。その中に議員が挙げられました道徳の教科化、外国語教育の充実、情報活用能力の育成なども含まれております。

それでは1点目のご質問、道徳教育はどのように変わらるのかについてお答えをいたします。

これまで道徳の時間として行われていた領域としての道徳が特別の教科となりました。

授業はこれまでの副読本にかわり、検定教科書を使用して行い、考え方議論する道徳教育へと質的転換が図られます。児童生徒が多様な視点から話し合い語り合うことを通して、自己のよりよい生き方を考えしていくことを重視した学習が必要になります。教科ですので、これま

でになかった評価も伴います。道徳科においては、数値による評価ではなく、個人内評価として記述式で行います。児童生徒一人一人の成長に着目し、よい点や可能性、進歩の状況を受けとめ、認め励ますことが大切であると考えます。

次に2点目のご質問、外国語科への対応と体制は万全かについてお答えいたします。

今回の改訂では、小学校での聞くこと、話すことを中心とした外国語活動から、読むこと、書くことを加えて総合的、系統的に扱う教科としての外国語活動を5、6年生で行い、中学校への接続を図ることを重視しております。

町としては、県主催の研修会に小学校の教員を参加させるなどして、外国語の必修化に向けて指導力の向上に努めており、学級担任だけではなく小学校でも教科担任制をとるなどして指導体制を整えております。さらに今年度からALTを2名から3名として、小学校の配置日数を週当たり1日ふやし、教員と連携しながら児童の指導に当たっております。

3点目のご質問、プログラミング教育への対応と体制と、4点目のご質問、GIGAスクール構想への対応については、関連がありますのであわせてお答えいたします。

令和2年度から小学校においてプログラミング教育が必修化されます。単にコンピューターの操作技能を獲得するだけでなく、さまざまな学習活動を通してプログラミング的思考、問題解決型の思考を育成することが大切だと考えます。

本町におきましても、全ての学校に教育用パソコンを整備し、プログラミング教育用ソフトのインストール状況を確認いたしました。今年度は県主催の研修会や指導者養成塾に教員を派遣し、準備を進めてきました。

このような状況の中、昨年12月国の方針としてGIGAスクール構想が立ち上りました。本町といたしましても現在各学校と情報交換をしながら準備を進めているところです。今後の対応の方針としましては、令和2年度以降、児童生徒1人1台の端末活用に対応できるよう、環境整備を進めていきたいと考えています。また、ハード面だけでなくICTの活用計画、教員のスキルアップ研修など、ソフト面の支援についても各学校と意見交換しながら対応していきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） まず初めにこの道徳科なんですが、特別の教科道徳となっていますが、この特別な教科とはどういう意味を持っているのかおわかりでしたら。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） これまでも教科というのがあるんですけども、教科というのは国語、算数、理科、社会ということですけれども、そういう教科と言われる科目については、いわゆる免許状がありまして、国語の免許がある、数学の免許があるという形ですが、道徳は道徳という免許状がございません。なので教科といつても別な、免許がないのでいう形です。ただし先ほどお話ししたとおり、評価することではいわゆる教科のほうも評価をするので、そういう意味で教科としての意味合いを持つつ、これまでの教科とは特別ちょっと違うので、特別の教科という表現をしております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 宮城県の教育委員会のホームページで紹介されていたんですが、教科と特別の教科は、教科と異なるところがあるから、教科ですと専門免許が必要であるから、中学校、高校は専門免許を持った方が教えているんですが、中学、高校となっているんですけども、専門免許を設けないために特別の教科とした。何となく今のこの政権の解釈の得意技といいますか、そんな感じが私はするんですけども、免許を設けなくてもそれなりの研修なりしっかりと受けた方が指導すればよろしいと思うんですが、大丈夫なんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 大丈夫ですと言いたいと思います。これまでも行っていた道徳の時間というのは、毎週1時間行っていますので、それが教科に変わったとしても指導のほうは大丈夫です。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） それではしっかりと指導していただきたいと思います。それで私ちょっとこの道徳の教科で評価というのはなじまないのかなと当初思っていたんですけども、いろいろ調べてみると、評価と指導の一体化ということで、児童のよい点や進歩の状況を積極的に評価するとともに、指導過程の成果も評価して指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすことが評価の大前提だと言っている方もおります。そのようなことでよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員がおっしゃっているとおりだと思います。評価と言っても子供のよさとか可能性とかを評価をするという教科でございます。なお道徳の評価というのは、道徳のその1時間の評価をするということで、その子の道徳性だとか日常生活全体の道徳性を評価するのではなくて、45分の授業の中でその子の道徳の評価をするというところでござい

ます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そして道徳教育には道徳教育推進教師という方が先頭に立って指導されるということですが、この方は特別な研修をしたり、資格まではないということでございますが、そういう方がリーダーとなって進めているということでよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） そのとおりでございます。通常の教科などでは、例えば国語主任とか体育主任とかという名称でその教科をリードする先生がいらっしゃるんですけども、道徳の場合には道徳教育推進教師ということで、道徳教育全体として推進していくリーダーという役割として名称もそのような形になっております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） いろいろな体制で臨まれると思うんですが、道徳教育推進教師という特別な先生がいても教員がふえるわけでもないですし、ある専門家ですと学校全体での教職員内の役割分担に過ぎないと、そのように申している方もおります。一番は学校全体でどう取り組むか、また校長先生のリーダーシップと先生方の意識にかかっていると言われております。やはり学校によって、また先生方の指導方法によって内容がばらつきがあってもならないと思いますし、時数の確保や充実した指導内容となるよう、一定の統一は図っていく必要はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今お話があったとおり、この道徳が特別の教科になったというところには、議員がお話ししたそのとおりでございまして、いわゆる道徳の授業をそれぞれの先生によってばらつきがあったということが教科化になった理由でございまして、副読本を使っていた授業ですので、どんな副読本の文章を使ってもよかつたり、あるいは写真を使ったり新聞記事を使ったり、さまざまな方法で授業を行っていましたが、これからは特別の教科ということで、検定教科書を使うなど、しっかりと指導方法を確立して特別の教科としての目標を達成するということになりましたので、全ての学校でしっかりとした道徳の授業が行われると思います。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そしてもう1つ私大きく期待しているのがこのいじめ防止への効果だと思っております。小さいうちからいじめはいけないんだよとしっかりと覚えさせていくの

が非常に大事だと思っております。この道徳科はいじめ防止という点でもかなり重きを置いているようですが、どのような取り組みをなされますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） やはりこのいじめにつきましては、どこでもいつでも誰にでも起きることということで、全ての教員が押さえていることでございます。この道徳の中で指導していくことで、いじめが少なくなっていく、あるいはなくしていくという方向で、道徳というものは子供たちの人間性を高めていくことになりますので、今後いじめというのがなくなるためのものでも、道徳というのはあると思っております。ちょっと見えないと思うんですけれども、ここに中学校2年生の道徳の教科書を持ってきているんですけども、この中にいじめについて具体的に、いじめのない世界という授業をしましょうということで、教科書の中に題材として挙げております。子供たちがそういういじめのない社会をつくっていく、いじめのない仲間づくりをするということを具体的に教科書を用いながら話し合いを通じてしっかりと育てていくということでございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 最近はまれにあることですが、いじめの防止を指導する先生方がいじめをするといったこともあるようありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に2つ目の質問に入ります。

外国語科、これは正式な教科となりますが、専門家の間ではこのままだと大多数の教員が無免許のまま正式教科として教えていくことに、教壇に立つことになるということで問題視しておられるようですが、これは問題ないのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほどもご説明したとおり、教科には教科の免許というのがありますが、英語科にも英語の免許というのがあります。ただ小学校で授業ができる教師となるためには、小学校の免許というのがございます。中学校には中学校の免許があって小学校の場合は小学校の免許という大きなくくりで免許状をいただいている。その中にある先生は中学校の社会の免許と国語の免許を持っているとか、そういう形になっています。小学校の場合は必ずしも教科の免許を持っていなければならぬことではありますので、子供の指導については免許がなくても、この外国語の免許がなくても授業はできます。また、来年からスタートといいますけれども、今行っている学習指導要領の中でも外国語活動というこ

とで、既に5、6年生は授業を進めておりますので、その外国語活動から発展した英語科という形になりますので、やはり全く問題はないというわけではないんですけれども、できるだけ支障のないように指導者、先生方に苦労をかけないような形で研修等でバックアップしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 小学校3年生、4年生が外国語活動から外国語の教科に入っていくという流れは非常に私もよろしいと思っています。これまで18年、19年と2年間の移行期間があつたんですが、かなりの研修を受ける時間はあったと思うんですが、しっかりとその辺の研修は積まれたものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 研修のほうは十分という研修というのではないと思いますので、本当に何度も何度も研修をしていかなければならぬと思っております。ただ当地区においては、5年ほど前に歌津中学校区になりますけれども、名足小学校、伊里前小学校、歌津中学校区で英語活動の連携教育、小中連携英語教育推進授業という形で指定校で2年間研究をしておりまして、その成果を志津川中学校区でも共有しておりますし、またこの連携した英語教育については、毎年年に1回になりますけれども、小学校の先生が中学校の授業を見たり、小学校の授業を中学校の先生が見たりという実際の授業参観を通して、研修を深めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 専門家の間では小学校の入門、英語への入門期とは非常に重要なと言っております。英語ができれば誰でも教えられるものではないと、このように申しております。まして日本語も知らないネイティブスピーカーなどが教えられるものではないと話しております。これは多分ALTのことを指しているのだと思いますが、今回評価はされたということでございますが、やはりこの小学生が英語に入っていくという中で、心配なのは最初につまずいて嫌いになってしまわないかといった、そういう心配がされるわけでございまして、十分な配慮があつて指導してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 全くそのとおりだと思います。昔は小学校から中学校に行くときに、何が中学校に樂しみかといったときに、毎時間先生がかわりますとか、あるいは部活動ができますというほかに、英語をやれるというのが非常に興味のあったものでした。それが小学

校でなるとその魅力が少し薄らぐのかなというところもあったり、あるいは中学校の英語はどうしても知識とか評価とかというのがあるわけですけれども、そこでわからないとか言えないとなると、つまずいてしまうと。それが小学校の段階になると、小学校のころからもう英語嫌いがスタートするのは大変遺憾なことですので、小学校の段階では3、4年生の場合は本当に英語というか、英語という言葉を使ってのコミュニケーションの素地を育て、5、6年生ではその基礎を培い、そして中学校ではコミュニケーション能力を高めていくという段階を踏んでいます。そしてまた中学校でも大分英語が苦手な子どももふえてきているということで、小学校の場合には聞くこと、話すことというのを中心に行ってますが、今後は読むこととか書くことも5、6年生で行いますが、中学校のほうが今度は小学校のようにもっと聞くこと、話すことなども中心に捉えてはということで、中学校の英語は少し小学校の外国語活動に近づいてきているところでございます。本当にたくさん勉強しても、あとは文字は書けるけれども、口から言葉が出ないというところがだんだん出てきますので、そういうないように小学校の段階から本当に気軽に英会話というんですかね、できるような指導をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 今小学校の授業時間数は現行週28コマ、コマというのは多分1時間授業じゃないからコマという呼び方をしているんだと思うんですが、年間980コマが限界とされているそうです。ここに外国語の教科を週2コマをふやすと、週1コマ分年間35コマ分が多くなると言われております。これを学校が工夫をして捻出させるということのようですが、それでなくても教員の勤務条件、非常に悪いと言われている中でさらに悪化させることになると思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 確かに授業時間数のトータルはふえることになります。これまで英語活動というのが5、6年生35時間だったのが移行期で50時間、さらに来年からは70時間ということですから、その分ふえていくんですが、トータルの時数、学校でどれくらい授業をしているかというと、一応35週で計算はしていますが、実際はもう少し42週くらいやっていましたして、トータルで言うとそれぞれの学校で違いがあるんですけども、大体千百二、三十時間くらい授業をしております。その中で今議員お話があったとおり九百何時間、新しい70時間が入ってくると大体1,015時間くらいになってくるんですが、そこに少し若干の余裕がございますので、その余裕の中で落ちている教科を指導したり、行事活動を行ったりとい

うことを行っております。本当に休む間もなくというか、小学校の場合はほとんど空き時間なくずっと1時間目から6時間目まで子供たちと接していることになりますが、そういった時間ができるだけ先生方の負担がないようにということで、教科担任制をとったり複数の先生がTTで入ったりということを通して、いわゆる負担感のないような授業をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 授業時間のキャパは限界だと言われておるそうでございます。先生方をいかに指導力をつけるか、町長、町としてもこの研修の充実や労働環境の改革も含む支援の動きをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先生方、働き方改革を打ち出してきて、先生方のいわゆる労働環境といいますか、そういった面も含めて働きやすい環境をどうつくるかということについては非常に大事なことなんだと思っておりますし、いずれにしましてもこういう問題等については教育委員会、教育長含めて連携しながら取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） もう1つですが、なかなか現場だけ、教員の先生方だけでこの授業を担うというのは大変負担が大きいと思うんです。今大学であったり企業であったりと連携をして学習環境を整えていくというような学校もあるようですので、その辺に対して町長はどうにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 教育現場だけではなくて、例えばよく言われておりますのが先生方の負担軽減ということで、よく部活の指導者、外部から招聘とかそれから部活の時間等が大分制限をされてくるとか、さまざまそういった先生方の環境改善ということについては、これまでもいろいろ指摘をしてきたわけでございますので、今後ともそういった部分について町としてもしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 次に入らせていただきます。ちょっと3番目と4番目、答弁が一緒にいきましたので、あわせてやりたいと思います。

まずプログラミング教育が必修化になると最初に聞いたときは私も何でという思いがしました。そもそも職業としてプログラマーになる方というのはほんの一握りの人だろうと思って

おりました。なぜ必修化なのかなと思いましたら、プログラミング的思考を学ぶということで、納得いたしました。ただこのプログラミング的思考といいながら、先行実施している学校などもあるんですが、どうしてもＩＴ関係の企業などを呼んで講習を受けていると、そういった方向にあるようですが、基本的にこれは専門家の間では決してコンピューターがなくてもできるんだよということを話しておる方もいます。その辺に対してどのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員がお話ししているとおりでございます。プログラミング教育というのは、コンピューターの技能を高めるための教育ということではなくて、プログラミング的思考、問題解決型の思考、論理的な思考というところでございます。いわゆる自分の意図をしっかりと達成するために、例えばこうして私なども説明をしてわかるように説明する力というのがプログラミング的思考、論理的思考ということになります。ですので、プログラミング教育を必修化するといっても、プログラミング教育科とかあるいはこの時間はプログラミング教育ですよという時間を設定するということではなくて、各学年の発達段階に応じますので、コンピューターを使わなくても低学年の国語であっても、例えばきょうは雨です。もう1つの文章が運動会は中止です。という2つの文章があったときに、間に何を使うか。きょうは雨です。残念ながら運動会は中止です。という間に何を入れればいいか、もし反対になったら運動会は中止です。きょうは雨です。じゃあ間に何が入るといったら、運動会は中止です。なぜならとか、なぜかというと雨だからです。というような順番を考えていって、正しく並び替えていくというのもプログラミング教育ということになります。

そのほかにはパソコンを使った形でのプログラミングということで、さまざま各学年に応じて行う形になっております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ある人の言葉なんですが、言葉というか考えなんですが、子供は積み木で遊ぶことで木材を手で触り、大きさや動きの関係、構造物の安定性などを感覚と経験で学ぶと、このように言っております。こういったことでコンピューター上でマウスを使って積み木をするということは現実世界の理解を妨げて、感覚それすら学ぶ大切な機会を逃すことになると、このように申している方もおりまして、その辺のことはしっかりと意識しながら指導していただきたいと思います。そしてこのプログラミングへの取り組みが各市町村教育委員会で非常に温度差が出る恐れがあると、このように申しております。そういうこと

をしっかりと踏ました上で連携といいますか、他の教育委員会等との情報交換をしながら進めていってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 全くそのとおりだと思います。教育というのは、機会均等ということで、全ての子供たち、大都会であってもそうでないところであっても人が多いところも人が少ないところであっても、教育は均等に行わなければならぬということだと思っておりますので、周りの市町村の状況などを踏まえながら、しっかりと環境整備をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 教える先生によって子供たちに差が出るということでは子供たちが不幸だと思いますので、そのようなことがないようなしっかりとした共通した研修等で学んで、そして取り組んでいってほしいと思います。これもこの現場だけで授業を担うというのは非常に負担が大きすぎると言われております。これも町長、大学や企業と連携をして学習環境を整える必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 企業とのいわゆる連携等については、これまでも散発的ですが行ってきた経緯がございますし、それから高校の魅力化の中でも、そういった大学との連携ということも非常に出てきております。それがあとは中学校とかに落としてくるということの考え方もひとつあるんだろうと思いますが、いずれここの狭い中だけでの範疇の中でなくて、やはりもう少し視野をもっと広く持つということも非常に大事だと思いますので、そういう観点でいろいろな取り組みをやっていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ちょっと別々に私用意していたもので、ここでG I G Aスクールについて伺いたいと思います。

まず先ほど教育長、1人1台ということでございますが、どうも誤解を招く言葉かなと、国もそのように申しております、うちの南三陸町の学校はほとんど1クラスが多いんですが、基本的には学習用コンピューターというのは例えば3クラスに1クラス分程度の整備をするということで文部科学省は言っているようなんですが、それでよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 国のほうではそのように3クラスには1クラス分という方針が出され

ております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そうなりますと、例えば南三陸町内の1クラスしかない、学年が1クラスの学校は3学年で1クラス分というようなことになりますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 実際には3クラスで1クラス分というのを当てはめていくと、やっぱり6クラスありますから2クラス分ということになるんですけども、ただ既にコンピューターについての各学校への児童生徒用のパソコンの配置につきましては、もちろん6クラスの2クラス分ではないんですが、1クラス分以上の台数をコンピューター室等にしっかりと整備しておりますので、基本的にはこのクラスが使うときにはパソコンが足りないとかいうことがない形で現在もＩＣＴの授業をしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そうしますとこの校内の通信ネットワーク事業ですが、これは新年度で行うという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 新年度で行います。1番議員さんの予算関連質疑のときにもお話ししたんですが、やっぱり入り口が校内の環境整備をどうするかという、今2通りの方法に絞っております。Wi-FiというやつとLTEと、どちらがいいかということを今検討しておりますので、年度内には着手をしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 何か情報によりますと、令和2年度中だけの補助事業みたいなことを言っている情報もありますから、ぜひこのネットワークの整備だけは進めていただきたいと思います。中国でこのコロナウイルスの休業期間中に1億3,000万人の子供たちにネットを使って授業が受けられるような環境が整っていたそうです。ぜひこういったことも踏まえまして、しっかりととしたネットワークの整備だけはやっていただきたいと思います。

私、今この新しい指導要領は、脱ゆとり教育ということも掲げておるようでございます。私は週5日制と、今何か死語になったような感じがするんですが、当時学校の役員をしておりまして、週5日制の導入のときにいろいろ説明を聞いてきました。それによりますと子供たちのために週5日制にするんだよということで、これは週休2日制ではないんだよと、そういう話ですっと進んできた経緯がありまして、私は陰で先生方にも休ませてくださいと

言えばもっとわかりやすいのになと話した経緯がありますが、先生方、現場で非常に頑張っているのは皆さん見ておりますので、あれが働き方改革、後で入っていますからあれなんですかけれども、労働環境を整えるためにと言えば、また違う方向が示されてきたのかなという感じがいたしております。今日本の子供たちの学力が低下してきているということがありますし、多分この脱ゆとり教育を掲げてきているんだと思いますが、それはわかるんですが、2009年度検定よりも教科書のページ数が22.8%もふえているそうです。そしてさっき言った授業時間数で、これを同じ現場の先生方でやっていくといいますと、さらに労働環境が悪化していくと思うんですが、大丈夫なんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、そういう社会状況の変化でございます。最後に大丈夫でしょうかという問い合わせには、大丈夫でなければならぬとしか答えられなくて申しわけないんですけれども、やっぱり国からの要請であったり、あるいは地域や子供たち、保護者の期待に沿えるような学校教育をしていかなければならぬと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） この指導要領は質も量も現場には重すぎると言われておるようでございます。それを学校がどう工夫して捻出できるかということが言われておりますし、これはなかなか大変だうと思います。そこで私は究極の提案をしたいと思いますが、冬休みと夏休みってあれ、必要ですか、今も。この時代になっても。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 必要だと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 今週休2日制になって、さらに祝祭日があつて結構休みが多いんですよね。そしてなぜかといいますと、この公立学校の先生方は学校行事や夏休みなどで勤務時間が一定にならないため、本給の4%を教職調整額として上乗せされて残業代は支払われていないそなんですよ。それだったら夏休み、冬休みをなくしてもこの空調機、エアコンも整備されることですし、1日1日にゆとりを持ってやって、春休みをなくすというわけにはいかないでしようから、十分私はできると思うんですが、最後に町長と教育長に伺って質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何と申し上げてよろしいやら。多分我々の世代もずっと夏休み、冬休み、春休み、楽しみにして学校生活を送ってきて、そういうのがずっとこの日本の教育の中で根づいてきたわけですから、今急に例えば春休み、冬休みをなくすということが急遽提言されても、多分戸惑いの声だけが広がってなかなか前に進むのは難しいのかなという感じはいたしてございます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 夏休みのあり方については、やはり児童生徒の立場、立場というんですかね、という部分といわゆる教員、働く者としての立場というのがあると思います。夏休み中については、児童生徒は長期間の休みで家庭に帰ることでこれまでの学びをさらに確かめるだけではなくて、新しい勉強に取り組んだり、家庭や地域に帰ってそこで役割を果たすという大きな勉強の機会になっていると思います。教員、先生方につきましては、この夏休みの期間については、夏休みではなくて、ではなくてとは変ですけれども、勤務時間としてしっかりと割り振りがされておりまして、平日は言ったように先生方は忙しいのでなかなか研修会の機会がないということで、そこにさまざまな研修会を夏休み中にまとめて行ったりするなどを行っておりますので、本当にイメージしている先生方の夏休みのイメージとは今はちょっと違って、大変忙しい状況です。このあり方につきましては、かなり働き方改革からすると今後検討が必要なことではないのかなと思っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 以上で星 喜美男君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、倉橋誠司君。質問件名、1、宮城県宿泊税について。2、東京2020オリンピック・パラリンピックについて。以上2件について、一問一答方式による倉橋誠司君の登壇発言を許します。2番倉橋誠司君。

〔2番 倉橋誠司君 登壇〕

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋誠司でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告3番に従って一般質問を登壇より行わせていただきます。

まず1つ目の質問事項、宮城県宿泊税について。質問相手は町長であります。

宮城県が目指していました宿泊税に対しましては、今月2日の報道では先送りということで、一旦見合せとなつたようですが、今後どうなるか見守りたく思っております。ホテル、旅館、民宿など、県内の宿泊施設から猛反発が起きたのは各種報道がありましたとおりで、説明が十分に尽くされていないという意見が多く、圧倒的にもう反対意見が多く紛糾したかと思います。1月下旬に県内で行われました宮城県の説明会に私も登米市の会場と気仙沼市

の会場で参加しましたが、この宿泊税導入に賛成の声は1つもなかったと。気仙沼会場のほうではもう予定時間を大幅に超えて、全てが反対意見で拍手が起こるほどで、宿泊事業者の皆さんの不満はかなり大きいものだと感じました。

そんな中でこの新聞記事、2月8日付の新聞記事の中に、民宿など宿泊業者が12軒ある南三陸町地域観光復興協議会の会長が、宿泊税導入に反対の立場から県に考え直すべく働きかけるように町のほうに要望書を提出しましたという記事があります。私もその席に同席させていただきました。面談いただいた副町長からは町内で再考を求める声が大きいということを関係部署を通じて県に伝えたいとコメントをいただきまして、副町長の写真もこちらのほうに記事として載っております。一方でこの同じ新聞のこちら、上のほうですが、佐藤町長の写真とともに宿泊税県町村会賛成という見出しで記事がありました。当日副町長の対応と町長の町村会の会長としての対応に、片や賛成、片や反対ということで、開きがあったと思います。この記事の経緯とそれから真意ですね、これはどう考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたく思います。

以上で登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それではご質問の宿泊税についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず前段としてちょっとお話をさせていただきますが、宮城県町村会におきましては、これまでにも県が独自に導入をした発展税、あるいは環境税の際にも全ての町村長による議論をもって県に意向をお伝えするという、そういった手順を踏んできております。今回の宿泊税についても同様の手順を踏んだということあります。

今回の宿泊税導入につきましては、全国的な人口減少を初め労働人口や消費の減少等を背景に、県内経済活動の縮小が懸念をされている中にあって、地域経済の発展や地域の一層の振興を図るためにも、観光交流人口の拡大が強く求められているというところであります。一方、国による東北観光復興対策交付金や復興関係基金等に関しては、来年度での終了、または縮小が想定されております。さらなる観光交流人口の拡大に向けてインバウンド対策の拡充や観光施設の整備等を持続的に展開していくためには、観光財源の確保が不可欠であるということは言うまでもなく、また将来的に県全体の観光事業規模が縮小されることになれば、市町村への影響も避けられないものと考え、県内21町村の総意として本制度の導入について賛意を表明したものです。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ご説明いただきました。ちょっと1点気になるところがありまして、宮城県の発展税とかそういう際にも同様の手順で進められた経緯があるということでしたけれども、私ちょっと宮城県町村会の規約というものをインターネットでちょっと見てみたんですが、この規約というもの、17条立ての3ページほどのものなんですけれども、その中の第3条に町村会の目的ということで記されていまして、本町村会は県内町村の連絡調整を図り、町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とすると書かれています。どうなんでしょう、これは町村会が県の例えは先ほどおっしゃった環境税であるとか、今回の宿泊税、こういった条例案に対して賛成を決議するということですね。これは町村会の県に対して諮問機関であるとか、審議会という立場ではないんじゃないかなと思うわけなんですが、今回賛意ということで表明して、県政に県の政策に一定の影響力を及ぼした、発生したということになるかと思いますが、これはちょっと町村会の組織として目的を逸脱しているんじゃないかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。規約に反して、合致しているというふうに判断されますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今そこにお話ありましたように、我々は地方振興という観点の中で行政運営をさせていただいております。とりわけ県とそれから市町村、これは市町村は別に下請けではございませんが、しかしながら課題を共有する部分というのは、県の政策と市町村の政策はほぼ似ているところがございます。したがいまして先ほど予算審議の中でもありましたように、倉橋議員のほうから観光財源の関係でもっとふやしてもというお話がありました。我々も本当はそうはしたい、しかしながら財源としては限られているという中にあって、どのようにして財源確保するかということは、これは県でも市町村でも全く同じ課題であります。そういう中で県が先ほど言いましたように、復興関連の予算とかがなくなる。しかもご承知だと思いますが、県の財政調整基金、今年度の予算編成で百数十億基金を取り崩すと。したがって今の県の財調の残りは五十数億とちょっとお聞きをしてございますが、そういった中にあって来年は東北デスティネーションキャンペーンが展開をされるということになります。ご案内のとおり、今年度の県の観光予算の3分の2が復興関連の予算で賄っているということです。

こういった県の財源等が大変厳しい中にあって、来年度新しく行われる東北DCのそれに対する財源手当が県の中でどこから引っ張ってくるんですかという基本的な問題等が含まれております。したがいまして私は宿泊税のことについて、当該の事業者の方々が自分た

ちの負担になるわけですから、そういう意味での反対は私はそうだと思います。しかしながら反面、政策を執行する中の県、あるいは市町村として、その財源をどうするかということについては、非常に大きな課題を背負っているわけです。その中で宿泊税というのがひとつ知事のほうから打ち出された。したがって財源確保の一端として、これは選択肢としてあり得るだろうということが町村長の考えということあります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 思いは私も同じです。本当に観光のほうにももっと財源があって、活性化させたい、してほしい、そういう思いであります。ちょっと手順のところでお聞きしたかったんですが、いろいろ活性化をお願いする際に、南三陸町として、南三陸町の町長として県のほうに働きかける、そういった手順が本来あるべき姿かなと思いまして、町村会という組織を通じて何か提言なり意見を表明するというのはちょっと土俵が違うんじゃないかなと思うわけですけれども、そのあたりいかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、県ではやはり発展税も環境税も同様なんですが、これは徴収される側にすると、これは認めたくない制度です。税を払うわけですから。しかしながらそこの裏には、必ずそれを徴収することによってどういう政策を展開するかということ、裏づけがあります。今回の宿泊税もそうです。したがってそういう県全体に対する税制度を改正をするというときには、我々は傍観しているわけにはまいりません。やはり町村としての意見は県のほうにお伝えをするということが非常に大事だと思っております。

多分倉橋議員はわからないと思いますが、二代前の本間俊太郎知事、この知事は非常に地方分権に力を入れた知事でした。前回、前の知事は浅野史郎知事、この方は福祉に非常に力を入れた方です。翻って今の村井知事は産業、経済、これに非常に力を入れている知事であります。その中で観光という位置づけがあります。したがって村井知事が誕生してから、宮城県として初めて展開したのが仙台宮城デスティネーションキャンペーン、これは大成功を収めました。それをきっかけとして宮城県の観光は飛躍的に伸びてきたという経緯がございます。

そういったそれぞれの知事にはそれぞれのカラーがあって、思いがあって、そういった政策を展開してきている。ですからもし村井知事が観光に余り興味、関心がなかったら、財源がなくなった、やめましょうという話になります。私も十数年村井知事とつき合っておりま

すが、基本的にはそういった村井知事の観光や産業、経済、これにかける彼の、知事の思いというのはこれまでずっと近くでひしと見ております。ですからあえて批判を覚悟で宿泊税を打ち出すということは、よほどの思いで観光の振興に力を入れたいということの裏づけだと私は受けとめております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

---

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

2番倉橋誠司君の一般質問を続けます。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 町長のほうから村井知事の産業、経済、観光に対する熱い思い、説明いただきましてわかりました。同じように宿泊税を検討していました沖縄県と奈良市ですね、こちらも宿泊税の導入を今世間を騒がせています新型コロナウイルスによりまして見送ったんですけども、実は2月の上旬の時点でも見送っていました。宮城県は1カ月ぐらいおくれての見送りということで、それだけやっぱり村井知事の思いも強かったのかなということで理解できたかと思います。

お隣の気仙沼市議会のほうでも2月の定例会の代表質問で、ある議員の方が宿泊税のことで質問をして、気仙沼市長の答弁としましては、新聞記事によりますと宿泊事業者の理解と協力がなければ成り立たないと。県は丁寧に対話を重ね、意見を伺うべきだ。市内の宿泊事業者、団体から要請を受け、過日県に文書で申し入れたという内容の記事が掲載されておりました。気仙沼市は県に対して文書で申し入れをしたようあります。

今の新型コロナウイルスによりまして、観光分野は世界的に停滞しております。当町におきましても外国人観光客はもうほとんどおりませんし、日本人観光客も自粛ムードが高まってほとんど来られなくなりました。当町では復興市も残念ながら中止ということで、いろいろなイベントも中止、あるいは規模縮小であるとか延期ということで、交流人口というものはもう激減していると言わざるを得ません。当町もやっぱりこの交流人口、観光業を重視するわけで、危機感を強く持って進むべきだと考えています。状況がこの1カ月で大分変わったわけなんですけれども、当町としてはこの宿泊税、どのように考えるのか、基本的にはやっぱり賛成なのか、それとも今のこの経済状態を見ればちょっとこれは完全撤回、極

論をいえば完全撤回するべきか、あるいはその中間で慎重な検討を続けていくとか、何かいろいろ方策があると思いますけれども、当町の考え方としてはいかがなものかお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 宿泊税の導入するかしないかということについては、これは県のほうの考え方でございますから、私がそれはもう当然県議会の考え方もあるわけですから、私がその辺にとやかく発言することは控えさせていただきたいと思いますが、ただ基本的に現状の経済状況の中がこれからもしばらくこの状態は続くと思います。と言うよりも、収束してももう一度経済を立て直すというには相当の時間が必要になってくると私は感じております。したがって、当面の間というか、どれぐらいになるかわかりませんが、この新税を立ち上げるということについては、環境的には厳しいのかなという認識はしてございます。

ただ1つ私お話ししますが、先ほど言いましたけれども、この税の関係において諸手を挙げて賛成したということでは決してございません。当然要請書の中にはいわゆる特別徴収義務者、いわゆる業者の方の理解を当然とるべきだということも文書の中にちゃんと書き込んでおります。それからあと知事と直接私がお話しさせていただいたのは、いわゆる修学旅行とか教育旅行とか、あるいは民泊、それから小規模事業者が営んでいる民宿、こういう部分については、十分な配慮が必要だろう、配慮していただきたいというお話をさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 大体町長の真意、わかりました。

次の質問に移らせていただきます。質問事項としましては、東京2020オリンピック・パラリンピックについて。

質問の相手は町長と教育長でございます。

いよいよことしの7月ですね、東京オリンピックが開催されまして、8月25日からはパラリンピックが開催されます。あと4ヶ月という時間しか残っておりません。日本では1964年以来、56年ぶりの2回目の夏の大会ということで、参加国をちょっと調べてみたら205の国及び地域という見込みで、世界最大のビッグイベントになるということです。しかしながら先ほどからも言っていますが、新型コロナウイルスの心配が取りざたされておりまして、今朝の報道ではトランプ大統領なども延期の話であるとか、あるいはIOCのバッハ会長もWHOの判断に委ねるみたいなことも言っておりまして、ちょっと右往左往しているような

ところはありますが、でも日本政府の方針としては予定どおり行うということで進めているというところです。コロナウイルス、これ本当にコロナショックとか言うエコノミストの人もいますが、ピンチ、逆に捉えればこれはチャンスになるはずなので、成功させれば日本の評価は世界でかなり高まるものとも思っています。こういった事情はあるんですが、予定どおり開催されるという考え方に基づいて質問させていただきたく思います。

南三陸町でも聖火リレーが行われるということで聞いておりまして、この聖火リレーとあと大会前のイベントがあるかと思いますが、その企画内容はどのようなものになるのかお聞かせいただきたく思います。

それから大会期間中のかかわり方と、何かイベントを計画する考えがあるのかどうか。

それとオリンピック・パラリンピックが開催した後の展開ですね、何か考えがあるのか。

それと子供たちにもぜひこのオリンピック・パラリンピックを経験してもらって、楽しんでもらいたい。オリンピック・パラリンピックに関連した教育現場の取り組みは何か計画があるのか、その辺をお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2点目のご質問、オリンピック・パラリンピックについてお答えをさせていただきますが、今倉橋議員お話のように、大変ここに来て見通しが、雲行きが大分危うくなってきたなという思いがあります。日本政府、あるいは組織委員会においては、予定どおりということですが、このコロナ、全世界に広がって、日本が封じ込めに成功しても全世界に広がっている状況の中で、果たして選手の派遣ということになったときにどういうことが起きるのかということについてはまさしく難しい問題を今抱えているなと思っております。延期とか今お話しのとおり特朗普大統領が延期というお話しとかありましたが、ただ私は基本的には中止は絶対避けなければならないと思っています。中止になった場合には日本の経済損失は本当に計り知れないと思います。したがってどういうことであれ、開催には絶対こぎつけなければならないと私は個人的にはそう思っております。

聖火リレー、イベントについてでありますと、東京2020オリンピック聖火リレーは3月26日、福島県檜葉町、広野町、ナショナルトレーニングセンターJビレッジをスタートいたします。約4カ月に及ぶ聖火リレーとなりますと、本町においてはご承知のように6月20日土曜日午後1時30分に役場本庁舎をスタートして、さんさん商店街までのおよそ3キロメートルのコースとなっております。聖火リレーのランナーについては既に地元枠で2名が決定しているものの、全てのランナーについては6月初旬の公表となります。また、聖火

は3月20日、松島基地に聖火が到着いたしまして、到着セレモニーも大分縮小ということですが、我々首長はそのまま出席ということになります。またゴール地点でありますさんさん商店街においては、ミニセレブレーションのセレモニーなど、町独自の盛り上げ演出の検討をしているところではありますが、詳細については今後、県実行委員会等と調整して協議により決定するということになってございます。一方でチリ共和国パラリンピック代表選手のホストタウンであります加美町が実施する歓迎セレブレーションへの本町住民の参加、さらには継続的な交流を目的としたチリ共和国への志津川高校生派遣などについて現在検討しているところであります。

4点目のご質問は教育長より答弁させます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは私から4点目のご質問、教育現場での取り組みについてお答えいたします。

教育現場では、震災後よりスポーツ振興くじ助成事業であるスポーツ心のプロジェクト活動を利用し、有名アスリートを講師に迎えてスポーツ笑顔の教室を開催し、震災後の子供たちの心の回復に努めてまいりましたが、オリンピック開催地が東京に決定してからは、2020東京オリンピックの気運醸成を図りながらこの教室を開催しているところでございます。聖火リレーでの取り組みにつきましては、県との調整を経て今後決定されるものでありますことから、現時点においてはイベント等の検討はしていないものの、宮城県パラリンピック聖火フェスティバルで使用される集火式聖火台の燃料として、本町のバイオガス製造施設で精製されるバイオガスの使用を宮城県実行委員会に打診しており、これに関連して2020東京オリンピック・パラリンピック開催周知及び本町のバイオマス産業都市構想の周知活動として、児童生徒向けのバイオガス製造に関する出前講座を実施できないか関係機関と調整中でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 聖火ですね、昨日ニュースでも報道されていましたが、ギリシャのオリビアで採火されて野口みづきさんですね、2番手のランナーとしてつないでいただいて、今現在ギリシャ国内で移動しているようです。20日ですか、航空自衛隊の松島基地に到着すると。そこから順次聖火リレーが始まるということですが、これ具体的なところはまだどうやら詰められていない感じなんですけれども、役場庁舎から3キロのルートでさんさん商店街までということですけれども、これはまだコースも決まっていないという感じでしょうか。

あとは何かさんさん商店街でせっかく商業施設もあるわけですから、町民を交えて何か盛り上がるような企画をぜひ行っていただきたく思うんですけども、具体的なところはどうなんでしょう、やっぱり決まっていない感じでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） もう既にコースは決定しております。この役場の駐車場を出まして右に曲がってまた右に曲がってベイサイドの後ろを通って、信号を左に曲がって、それから復興団地、東団地を通って復興道路、避難道路、それを降りていって消防署のところに行って、45号線にぶつかって、45号線を走ってさんさん商店街でゴールということになります。当然さんさん商店街に着いてミニセレブレーションをやるということになっておりますので、基本的には歓迎セレモニーということにはなると思います。具体にどういう内容になるのかということについては、生涯学習課で担当しておりますので、答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） さんさん商店街のミニセレブレーションにつきましては、1,000キロ縦断マラソンというのが昨年までやっておりまして、言わばそれが東京オリンピック聖火リレーの予行演習的な要素も兼ねておりましたので、それ以上の規模にはなると思うんですけども、今のところ宮城県実行委員会とその持ち方について調整中でございまして、もうしばらくかかると思いますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、盛り上げのセレモニーという形になると思いますので、具体的な話はこれからというところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっとコース、また後で詳しくお伺いしたく思います。

宮城県実行委員会が新聞で発表した聖火ランナーとして、とりあえず名前が公表された方63名いらっしゃるんですけども、12歳から88歳まで幅広い年齢層で、新聞記事など見ると皆さん喜びの声とともに意気込みなども語られていらっしゃいました。サンドウィッチマンも何か走るということで盛り上がるんじゃないかなと期待、想像しております。

南三陸町でも何名かの方が走って、この3キロつながれるんだと思いますけども、町長も多分走られるんじゃないかなと思いますが、走られないんですか。副町長とか教育長も走っていただければと思いますが、南三陸町のほうで一体何人の方、何か2名の方というのを今おっしゃいましたけれども、総数で何名の方でこの3キロをつなごうという感じなんでしようか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 6人で走ることになりますて、その内のお2人が地元の方ということになります。1人は多分後藤伸太郎君の友達ですからわかると思いますが、復興青年会の会長の工藤君になります。それからもう一方は震災当時に消防にお勤めになつていて、犠牲になられたヤマウチヨシカツ君というんですが、この彼の奥さんが走るということになります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 6名の方ということでわかりました。

南三陸町は残念ながら今回ホストタウンということにはならなかつたわけですけれども、加美町とのレセプションのコラボなどもあるようですが、今回のオリンピックですね、復興五輪という呼び方でも呼ばれているわけですから、南三陸町としても何らかの形でオリンピックにかかわつて盛り上がつていくべきだと思います。

昨年ラグビーのワールドカップがありまして、釜石のノースマリンスタジアムですね、台風19号の影響で1試合だけということになつたんですが、それでも釜石の人たち、一つにまとまって盛り上がつたということで釜石の人たちからも聞いております。ワンチムという言葉が2019年の流行語大賞に選ばれたほどで、非常にいい効果があつたと思います。

オリンピックの飲料スポンサー企業が実は重立つたところに表彰台をもう設置し始めておりまして、金メダルであるとか銀メダル、銅メダル、こういうのも配つて機運を高めるようなこともやつています。

南三陸町も復興五輪ということもありますので、復興してきたという状況を世界に向けて示すような意味合いも込めてオリンピックの旗であるとか、何かオリンピックに関連するものをどこかランドマークになるようなところに掲揚するとか、ムードを高めるような仕掛けができないものかなということを考えています。具体的には震災直後の海外ボランティアの方からいろいろ助けていただいたということもありますので、そういった海外からの援助の活動写真とか、そういうパネルなども展示してもいいのかなと思うんですけども、この復興五輪という意味合いで何か世界に見せるようなことができないものかどうか、何かアイディアがあればお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 個人的な思いで随分取材など、オリンピックの関係で受けたときに、その復興五輪というのが復興とどうかかわつてゐるか、どうですかと。復興につながつてますかというご質問をよく受けるんですが、私は余り復興という名前を意識し過ぎているとずっと言つてゐるんです。というのはその復興をどうオリンピックに結びつけるのかということ

とで、組織委員会が少し思考停止というかな、そういうところにちょっとこれまで来た経緯がありまして、できればその復興という頭をとっても自然的にオリンピックのスポーツの力というのはラグビーでもご承知のように、スポーツの力というのはやっぱり半端なく大きいですよ。ですからオリンピックが始まって各競技が始まったときに、多分日本中は熱狂して応援すると思います。それで純粋にスポーツを楽しむということが多分一番オリンピックにふさわしいのかなと私は思ってございます。

ただ復興に何かかかわりということで言えば、少なくとも南三陸の杉が新国立競技場に使われているわけでありますから、とりわけ議員の皆さんも東京に陳情に行った際にぜひ新国立競技場に行って青山通りに面している青山門というのがありますので、そこが南三陸の杉が使われている場所ですから、どうぞこれが南三陸の杉とは書いてございませんが、ああ、ここにうちの町の杉が使われているんだなということで感慨深くごらんをいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 南三陸材ですね、私も非常にこれに関心を持っていまして、後でちょっと聞こうかなと思っていたんですけども、先に町長のほうから出ましたので、ちょっとそれに関連してお聞きしたく思います。青山門のところということでしたけれども、この南三陸杉ですね、吉野元復興大臣からも高い評価をいただいていたということで、今回オリンピックのメインスタジアムの一役を担っているということで、私も高い誇りを持ってPRすべきだと考えています。新国立競技場と南三陸町のFSC材のかかわりなどを説明しながら、もっと製品、あるいは商品のあるいはサンプル、もっと見える化すべきじゃないかなと思うんですけども、何か大事に引き出しの中にしまった状況で、もっとオープンにしていただきたいなと思うんですが、このあたりいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっとPR不足ということがあります。高校3年生のいわゆるふるさとを学ぶ時間というのがあるんですが、毎年私が行って1時間ぐらいお話をさせていただくんですけども、そのときにこの話をすると高校生は大変喜びます。とりわけ就職、あるいは学校で東京に行く子供たちは大変喜んでいます。初めて知ったというお話をします。ですから町内でこの話を知らない方々は結構いらっしゃると思いますので、何らかの形で情報発信、それは必要なんだろうなと思っております。もう少し具体に話は企画課のほうから答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） オリンピックに関して本町のPRということでございますが、実はパラリンピックの関係で加美町さんがチリのホストタウンになっているということで、加美町さんと一緒に自治体のPRをすることもできるという事業については、ご紹介をいただいておりますが、加美町さん自体もどうするかという部分はまだ答えをいただいていませんで、話はそこでまだ終わっているという状況ですが、そういう機会を捉えて機会があれば積極的にPRをしていきたいなと思いますが、パラリンピックについてはホストタウンは加美町さんでございますので、一義的に加美町さんと連携してという取り組みにはなるかと思いますが、もう少し実際の実施内容等をまだ聞かされておりませんので、現時点ではそこまでしか回答はいたしかねます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 今企画課長が申されたとおりなんですけれども、そのほかにもう少しFSC材よりももっと先のものにあるバイオマス産業都市構想について、今回のパラリンピックの聖火の、仙台で各地区、地域で採火したものを集火する仙台での会場があるんですけれども、その聖火台に南三陸町のバイオガスを使おうという今検討を県と調整しておりますので、もしそうなれば南三陸BIOで恐らく地元の中高生あたりになると思うんですけども、出前講座的にそれをやって、そこで精製したガスを使ってその集火式の聖火台の熱源にするという構想も今出ておりますので、FSCもそうですけれども、もう少し最初のうちのバイオマス産業都市構想のPRというところを考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） そのバイオマスもいいと思います。FSCももちろんですけれども、南三陸の経済の活性化につながるような施策になろうかと思いますので、ぜひ前向きに進めていただいてPRもどんどんしていただければと思います。

宮城県でオリンピック・パラリンピック推進課という部署がありまして、そこで都市ボランティアというのを募集を行いました、去年ですけれども。約1,700人の人が集まったということで、私も一応していましてシティキャストと呼ばれる通訳ボランティアとして応募して登録していただきました。南三陸町からはほかにも応募された方がいらっしゃいました、4月になりますと研修が予定されてこれから勉強なんかも始まっていくんですが、その中で町長も復興という文字が取ってもいいんじゃないかなということでしたけれども、宮城県の立場としましては、復興した姿を世界に示す機会としたいということで、震災時に世界から受

けた支援に対する返礼の場としたいということで、我々シティキャストに対してもそういう一つの協力を求めてこられています。宮城の魅力と目指す姿を夢を持って発信したいという表現もされていまして、私も微力ながらちょっと頑張ろうかなとは思ってはおるんですが、宮城県でも競技が行われます。サッカーですけれども。そのサッカー競技場なんかにも我々のようなシティキャストというスタッフが配置されることになるんですけれども、合計10試合サッカーの試合が行われるという予定になっています。男子の侍ブルー、それから女子のなでしこジャパンですね、このあたりの活躍も宮城県で見られるんじゃないかなと期待をしています。すけれども、パブリックビューイングというのができないものかどうかちょっとお問い合わせしたいんですけども、放映権の問題とかあるかもしれません、マチドマであるとかベイサイドアリーナであるとか、平成の森、そういったところでパブリックビューイングをやつてはどうかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） パブリックビューイングの部分は担当課長から答弁させますけれども、もっと直接的にオリンピックとつながっている部分も実はあります。といいますのも、いわゆるパラリンピックの視聴覚障害、柔道があります。目の不自由な方の柔道なんですが、それのメダルを別にしてそれのほかに記念品をお渡しをするんですが、その記念品は南三陸のY e s工房で作成しました。名前はクムトパス君というんです。オクトパスに眼鏡を上のほうにつけて畳に座っているという、これぐらいの大きさで。見たいときには私の町長室にありますから、それが記念品として渡されるということです。ですからある意味うちの町でつくったものがパラリンピックの記念品として選手にお渡しになるということですので、これはちょっとお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） パブリックビューイングなんですけれども、今議員おっしゃるとおり放映権とかそういうものが絡むと思いますし、オリンピックが絡んだそういう試合についてはいろいろな組織委員会の規制とかがあるはずですから、たまたまテレビ番組で放映されればそれを見せるることは可能なんですけれども、放映されるかどうかというところはまだこちらも聞いておりませんので、早い試合で4月頭ぐらいにもうあると思いますから、なでしこジャパンですね。県にはちょっと聞いてみますけれども、もしできるのであれば考えてみたいなとは思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○ 2番（倉橋誠司君） ぜひ前向きに検討いただければと思います。

続きまして教育長にお伺いしたく思っているんですが、志津川小学校で学校だよりあけぼのというのがありますと、その中に書かれていますが、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業指定校になったということで、平成30年の学校だよりに記載がありました。ロンドンオリンピックで銀メダルを獲得したフェンシングの千田健太さんあるいは同じくフェンシングでアテネオリンピックと北京オリンピックに出場した池田めぐみさんも志津川小学校に来ていただいて、いろいろ指導いただいたというようなことで聞いております。あと歌津中学校のほうもフットサルの府中アスレティックの監督さんが来ていただいたようで、いろいろこういったオリンピック関係で盛り上がりなんかをご指導いただいているようなんですけれども、宮城県では宮城アスリート指定選手というのが名簿公表してまして、宮城県内でオリンピック・パラリンピックを目指す宮城県ゆかりのアスリートたちの名前があって、卓球の張本智和選手の名前もあって、フェンシングとかバレーボールが多いんですけども、25名の選手の名前が挙がっています。現役のオリンピック選手にはちょっと来ていただくのは難しいかもしれませんと、元オリンピアンとかそういった一線で活躍された人たちから小学校、あるいは中学校で指導いただけるような機会をもっとつくっていただけたらどうなのかなと。例えば運動会にも参加いただけたらいいんじゃないかなと思っているわけですけれども、そういうアスリートを招いての指導について現状とこれから何かできないか、可能性についてお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 当時の学校だよりをお持ちになっているということで本当にありがとうございます。このオリンピック・パラリンピック関係については、議員がお話ししたとおり志津川小学校と志津川中学校がオリンピック・パラリンピック教育ということで、県の指定校、さらには東京オリンピック・パラリンピックの大会組織委員会から指定を受けてそういう素晴らしいアスリートたちをお呼びしましてさまざま勉強することができました。このオリンピック教育等については、今度の新学習指導要領の中にもオリンピックについては小学校の体育、中学校の保健体育でこのオリンピック教育を推進していきましょうということで、大会のスポーツの意義だとかあるいはフェアプレー精神、さらには国際親善、国際平和について子供たちが学んでいくところでございます。

競技自体について具体的に運動会に招いてはというお話がございますが、具体的になればなるほど各学校で検討をしていかなければならないと思いますが、こういった教育課程等の

関係からしますと、本当に積極的にアスリートを招いて子供たちにオリンピック・パラリンピックの選手から学ぶものは大きいと思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） あともう1点、学校教育の現場でやつたらいいんじゃないかなと思ってちょっと提案させていただきたいんですけども、実際オリンピック・パラリンピックが開催されますと選手村というのができまして、その中にレストランが並んで世界各国の料理が楽しめる、そういう場なんですね。私も東京オリンピックですけれども、フランスのアルベールビル、東京オリンピック、伊藤みどりさんが参加したときですけれども、そこでちょっとレストランなど覗いてみたら、世界各国のいろいろな料理が並んでいまして、非常に目移りするぐらいでした。学校で給食というのを毎日出すわけなんですが、給食のメニューに例えば世界のちょっと日本では余りないような料理を出すとか、例えばドイツのソーセージであるとかパンもフランスパンにちょっと変えてみるとか、あるいはカレーなんかでもインドのカレーとかタイカレーとか、そういったのも時々織りませてみるとか、そういった味覚、あるいは五感で子供たちにもオリンピックを体感していただく、そういったことができたら面白いんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。学校給食についてお伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員のお話のとおりだと思います。私もこういったオリンピックを機会に食を通じて国際親善というか、食を通じて相手国のこと学んでいくというのはとてもいい機会だと思います。いろいろと経済面だと食材調達等があると思いますので、必ずしもそのとおりにはならないと思いますが、ドイツ風何とかとかフランス風とかアルゼンチン風、風がつくかもしれませんけれども、そういったそれぞれの国の特色ある料理を食べながら、その食を食べているその国の気候であったり、人々の思考であったり、そういったところの学びの機会にはとてもいいことだと思いますので、このことについては栄養教諭にお伝えをして積極的に献立を工夫していただくようにお話をしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあそろそろ最後の質問に移りたいと思います。

オリンピック・パラリンピックが終わった後の話になるんですけども、ちょっとインターネットなどで調べてみると、内閣官房に東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局という部署がありまして、オリンピック・パラリンピックが終わった後も継続

して日本文化の魅力を発信しながら2020年以降を見据えたレガシー創出、遺産、財産を創出のための文化プログラムということで、ビヨンド2020プログラムというものがあります。これはビヨンド2020プログラムは何かといいますと、日本文化の魅力を発信する事業・活動、それから障害者にとってのバリアを取り除く取り組み、それと外国人にとっての言語の壁を取り除く取り組みということで、日本各地からいろいろ事業・活動内容を募集しているというものです。

宮城県では東北風土マラソン、これが2018年にこのビヨンド2020プログラムに登録されています。昨年長沼周辺コースで7,000人規模のイベントということになっています。

南三陸町としましても何かできないかということで、防災教育であるとか環境対策、そういったものでもいいですし、あるいはラムサールも何かできると思いますし、みちのくGOLD浪漫ロマンであるとか、あと潮風トレイルも何かできるかと思います。それと歌津魚竜、あるいは伝統芸能、こういったいろいろと文化的な価値のあるコンテンツが南三陸町にも多々ありますので、ぜひ南三陸町として登録すれば文化庁のほうでカルチャー日本という名前のサイトがありまして、そこを通じて文化庁のほうから世界に向けて発信してくれるというような仕組みのようです。交流人口の増加にももちろんつながるかと思いますので、町の活性化につなげるためにもぜひこういったビヨンド2020プログラムというのを活用していくだければと思うんですが、そういった事業、検討いただけませんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話をいただきましたけれども、実は去年かな、経済産業省のちょっと局長さんと一緒に食事をした際に、日本のこれから経済成長はどこに置くべきかというお話をちょっとお聞きをさせていただいて、明らかに今お話になったように日本の文化、芸能、歴史、風土、それが明らかにからの経済成長の成長戦略の柱になっていくんじゃないかなというお話をしておりました。

結局我々はどうしても日本人というか、地元に住んでいる人もそうなんですが、例えば簡単なことを言えば南三陸町のいいところはどこですかというと、町民の人は何もないねという話です。日本人に日本のいいところはどこですかと言ったら、富士山かなみたいな、そのレベルのところしか意識していないというのが、そこがすごいもったいなくて、本当は外国の人が見たときにすごい、これは素晴らしいというのは結構あるんだと思っていて、それをいかに見せるか、いかに理解をしてもらうかということが非常に大事なんだろうなと思っております。

多分前にちょっと倉橋議員は見たかどうかわかりませんが、このごろ番組が終わりましたけれども、和風総本家という番組がありまして、あの番組は日本のいわゆる技術力、それから文化とか伝統とか、そういうものを世界の方々が見てすごい感動するという、そういう本当に日本人ってこれを見たら自信を持つなという、そういう番組のつくり方だったんです。あれすごいいい番組だったんですが、残念ながら終わってしまいましたけれども、そういうふうに素晴らしいものが日本にはいっぱいあるということを、やっぱり世界の皆さんに発信をしていくということが大事だらうと思います。当然南三陸のそういったものもあわせて訴えて、GOLD浪漫なんかまさしくそうですし、ラムサールなんかも世界の志津川湾ということですから、そういうものを含めて我々のいいものを訴えていくということが非常に大事だと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 開催後ということで、ビヨンド2020についてなお一層内容等を確認をしながらできるものがないかということで検討していきたいと思っております。ただ学校教育からしますと、オリンピック・パラリンピックというのは2年ごとに開催されている大きな大会でございますので、このオリンピック教育というものを充実させて何もスポーツだけではなくて、多文化共生、相手を思いやる気持ち、あるいは全ての国の人たち、さらには体の不自由な方々とともに世界平和をもって世の中を動かしていきましょうという大切な役割は開催後も引き続き強力に進めてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 前向きな答弁ありがとうございます。

冒頭にも言いましたけれども、現在新型コロナウイルスでもう世界中がちょっとパニックに陥っている状況で、でも事は進んでいるようなので、聖火も採火されてこちら日本に向かっておりまます。我々日本人も前向きに捉えながらオリンピック・パラリンピックの成功に向かって邁進すべきだと考えておりますので、ぜひ南三陸町でもこの機会、50年ぶりのせっかくの機会なので、皆さんで盛り上がりたいなと思っておりますので、全力を尽くしていただきたいなと思います。

以上終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で倉橋誠司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は、これをもって延会といたします。なお、16日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願ひいたします。

午後3時19分 延会